

【入力上の留意点】
累積の指標事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて分析する場合は、その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察庁	被査察庁	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
東京地裁	東京地裁本庁	民事	事件の進行管理に必要な情報の共有に関する事項	債権部門において、停止事件の進行管理につき、平成29年度の実績で指摘事項となつたことを受け、順次債権者に対する追跡状況の照会が行われたが、その後定期的な照会や照会結果を踏まえた再度の照会が行われていなかった。	査察担当者が主任書記官等から聴取した内容をもとに、執務室において実績状況を確認した。	担当者が決められていなかったため、要面会事実の存在は認識しつつも、責任をもって対応すべき範囲があいまいのままで放置され続け、ますます処理に困らるという状況に陥った。	担当者を割り振り、定期的に、又は案件に応じてかかるべき時期に面会を行って管理することとした。	面接官はあって取り組るべき課題であることは認識しつつも、期限や担当が定められていないために事実上放置されることがないよう、今後も担当を定めた仕組みの維持を指導する。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	裁判官の指示又は裁判官が提供した情報(付箋)のうち、明らかに用済み後のものがあった。	裁判官が記録ロッカーに貼りなして提出した記録を確認した。	指摘を受けた係は、期日前の打ち合わせを実施せず、打ち合わせに替えて、付箋を利用して、指示又は情報提供を行っている。期日前了後も、付箋記録表では担当裁判官が当該付箋の情報を確認するため洗濯しないよう指示をしていたため、記録に用済み後の付箋が貼付されたままになっていた。	上記原因分析のとおり、裁判官の指示により、有決済用紙表は実施しない取扱いは変更しないが、期日前了後の付箋は、記録ファイルの後ポケット内に保管することとした。	必要な箇所にわかりやすく指摘、説明する方法としての手筋をゆえに多用される方法である一方、用済み後実施が習慣づいていないと餘き忘れやすい。民事部主任書記官会議等様々な機会を捉えて、用済み後実施の徹底に向けた注意喚起を続ける。	
東京地裁	東京地裁本庁	民事	裁判官の判断を要する事務処理の適正確保に関する事項	裁判官への連絡、回答のやり取りをする付箋がページの真ん中に貼られており、閲覧障害申請があったときには注意が必要な状況である。	査察担当者が記録ロッカーに貼りなして提出した記録を確認した。	用済み後実施を徹底できていなかった。	付箋の貼り方の見直し(不整にならば直ぐに貼がれ、隠れない位置に貼るなど)を行った。また、閲覧障害の際には、全ページを確認することを徹底した。	必要な箇所にわかりやすく指摘、説明する方法としての手筋をゆえに多用される方法である一方、用済み後実施が習慣づいていないと餘き忘れやすい。民事部主任書記官会議等様々な機会を捉えて、用済み後実施の徹底に向けた注意喚起を続ける。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	訴訟救助の事務管理について、日々の書記官において記録で管理するのみで、エクセルを利用して管理していないとのことで、一貫性や情報共有という観点からも共有のデータで管理すべきである。	査察担当者が主任書記官等から聴取した内容をもとに、執務室において状況を確認した。	これまで、係書記官ごとに適切に処理してきており、記録ロッカーの点検や、確認記録の引起の際には注意してチェックを行うなどしてきていたところであるが、やはりそれだけでは訴訟事務処理のチェックから離れてしまう可能性性もあった。	一覧表による管理や他部の実績などを参考に改善を検討中である。	主任書記官による業務管理の視点からも、部内全体についての実績を把握する手段を備えることは重要であるから、適切な手段を取ることを促す。	
東京地裁	東京地裁本庁	民事	訴訟救助がされた事件の記録上、返予費用計算書が作成されていないものがあった。また、取立状況が必ずしも記録上明らかにされているとはいえない事件があった。	査察担当者が主任書記官等から聴取した内容をもとに、執務室において状況を確認した。	返予費用計算書を作成は、作成を失念していたもの。また、取立状況が記録上明らかにされていなかったものは、処理中であつたもの。	訴訟救助者は、返予費用計算書が取れないものもあり、取立状況が記録上明らかにされていなかったものは、処理中であつたもの。	主任書記官による業務管理の視点からも、返済状況を把握して、日々の事件で必要な対応があれば後押すよう促す。	
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他の事件	事件処理後の訴訟事務等について、一貫性の作成を怠り、記録上明らかにされているとはいえない事件があった。	査察担当者が主任書記官等から聴取した内容をもとに、執務室において状況を確認した。	訴訟救助の事務処理には特に意識が傾き、「立替請求取扱印」の欄に押印があれば、その後の結果の追跡が疎かになりがちであったことが原因であると考えている。	訴訟救助者は、返予費用計算書が取れないものについては、單独、既済・未済の確認作業を怠っている。また、この事務を効率的かつ正確のないものとするため、訴訟救助を付与した事件についての管理制度(訴訟救助付与事件管理一覧表)を新たに備え付けにした。	主任書記官による業務管理の視点からも、部内全体についての実績を把握する手段を備えることは重要であるから、今後は管理制度をもとにして管理するよう指導する。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他の事件	上訴された事件で確定後に支払決定等をすべき事件が記録されていない。	査察担当者が主任書記官等から聴取した内容をもとに、執務室において状況を確認した。	査察の時点では、8月に交代した主任書記官が他の共用フォルダーにある訴訟救助事件一覧表の存在を認識していなかった。	査察後に訴訟救助事件一覧表の存在を認識したので、一覧表をアップデートして該当事件を把握することとした。	主任書記官による業務管理の視点からも、部内全体についての実績を把握する手段が維持され、引き継がれるよう指導する。
東京地裁	東京地裁立川支部	民事	その他の事件	1. H30.1.17に終了した事件で訴訟救助により担当者で対応していた返予費用の取立状況が行われていないものがあった。終局時の担当書記官がH30.4.4に終了し、その後係者が適切に着手しなかったため、見かねた主任書記官が引き取ったものの、怠慢のため着手できていない状況であった。当事者が復讐で各々終局事由も異なり、該分計算が復讐だったため、主任書記官は内容を把握するのに時間を要した。現在、任意納付を促す会議の計算を行い、送付する書面を準備中のことであつた。 1. 次回の資力回復開示を3年後に行う予定としているものがあった。[]であつたが、主任書記官だけではなく、府として対応を行うことを検討すべきである。)	査察担当者が主任書記官等から聴取した内容をもとに、執務室において状況を確認した。	対応困難な状況を、主任書記官が一人で抱え込む状況となってしまった。個人の努力に任せるばかりではなく、複数による検討や対応が考えられてもよかつた。	複数困難な事案では、複数による検討や対応がもつてよい。[]に任せるべきである。[]に任せるべきである。[]に任せるべきである。	事案の内容が複雑であったり、[]である場合には、担当者が主任書記官であっても、個人の努力に任せざるばかりでなく、組織的課題と捉えて、場合によっては本庁とも情報共有しながら、有効かつ現実的な方法を検討することも考えられる。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察庁	被査察庁	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
東京地裁	青梅簡裁	民事	その他	和解に代わる決定を行った事件について、予納郵便切手手帳機に、実際に返送する日以前に、同決定書が確定すべき日に返送する旨の記載をして、使用登録及び登録印の記載と返送事務担当者の押印をしているものがあった。事務の適正化及び簡便化の観点から、予納郵便切手手帳機の記載及び押印は、予納郵便切手返送事務を実施する日を記載するように是正を求めた。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	和解に代わる決定を返送する際に、郵便の返送遅れを防し、事務処理を一括的に行うために、決定確定後にすべき郵便の返送処理を予め準備していたものである。	実際に郵便を返送する日に、改めて郵便袋を確認したうえ、予納郵便切手手帳機の記載及び押印を、予納郵便切手返送事務を実施する日に記載するように指導改善した。	記録の記載の変更に沿った処理こそが本来の理屈に沿うという意味で「合理的」であることを理解させ、処理に反映させるべく、改めて主任書記官から指導させる。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	別事件の和解条項が「記録裏表紙の後ろに記されている記録や、労働部への記入等の古いものに関する記録」もが第3分類に記されている記録があつた。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	各担当者ともチェックミスとのことであったが、事件記録作成に関する基本的理解、認識と注意の不足と考えられる。	別事件の和解条項が記録裏表紙の後ろに記されている記録については、記録裏表紙と事件番号の確認を徹底するよう主任書記官から指導した。 労働部への記入等の古いものに関する記録官便もが第3分類に記されていることについては、記録裏表紙は、記録のボケツに入れるにした。 事件ごとの審査管理と、事件記録とそれ以外の明確な区別とう基準的知識に基づく処理の徹度が求めるよう、まずは主任書記官から記録裏表紙等を通じて継続して指導する。	基本的に主任書記官が記録裏表紙のポイントとして捉え、指導を地道に実施することによる。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	確定記録における郵便切手の券種類の取扱いが必ずしも統一されていないよう見受けられた。また、保管金受取一覧表を事件記録につづり込む取扱いも必ずしも統一されていないよう見受けられた。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	各取扱について周知、徹底が不足し、またそれについての指導も十分ではなかった。保管金受取一覧表の取扱りについては、予納時に印刷したものそのまま使っている事案もあつた。	主任書記官の記録裏表紙待ちの記録ロッカーに入れる際に、返送時の券種類を印刷して郵便に入れておくことで確認済み。 予納時に保管金受取一覧表の振りこみは特に要求されはないことなので、無用な事務はしないようにすることを確認済み。	可能な限り統一した手順を行うことで、誤りや見落としを防ぐ効果があるので、統一の目的成いは効果を明確にして、部の運用を定着できるよう指導する。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	返って指定事件等の進行が停止している事件について、期日が取り消された後、原告代理人との対応状況について記録した付箋を記録に貼ってあるものの、他の審査官が貼ってわかるようにならなかったり記録があった。止休については記録上明示されていたが、エクセルなどを利用して進行状況を入力して管理するなどして、他の書記官との情報共有ができる方策を検討する必要がある。	査察担当者が、返って指定等の進行が停止している事件記録とシステム上の情報を対比して確認した。	メモだけではなく、電話取扱や口頭取扱書の作成、あるいは経過一覧表を作成するなどして中断等の理由や状況を明確化するとの徹底が不足していた。	経過一覧表等を作成するなどして中断等の理由や状況を明確化することについて、改めて周知徹底を行った。	返って指定等の進行が停止している事件については、停止の理由や経過などを記録化し、意識して管理しなければ、意味なく長期化することもあるので、記録とともに一貫性や情報共有に優れた方法により管理できる状態にあることがふさわしいことを理解させるよう、民事部主任会議等の機会も利用して指導する。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	返って指定事件等の進行が停止している事件の管理について、記録上は、停止の理由や経過が担当者以外の職員で分かるよう記録になっていたが、システムには記録の欄に記入している職員が、記録欄に記入している職員がいる。	査察担当者が、返って指定等の進行が停止している事件記録とシステム上の情報を対比して確認した。	平成30年4月から中断、返って指定一覧表により部内で共有しているほか、事件記録に各自適宜の書式により進行状況を記録しているところ、平成30年3月以前から在席している職員は、記録欄に記入しているため、係によって状況が異なっている。	平成30年3月以前は部内で共有していなかったところ、現在は一覧表により部内で共有でいている間に、改めて職員構成の変更後等は予定していないが、4月以降職員構成の変更後等は部内で共有方法等について協議することとした。	返って指定等の進行が停止している事件については、停止の理由や経過などを記録化し、意識して管理しなければ、意味なく長期化することもあるので、記録とともに一貫性や情報共有に優れた方法により管理できる状態にあることがふさわしいことを理解させるよう、民事部主任会議等の機会も利用して指導する。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	返って指定事件等の進行が停止している事件の管理について、記録上は、停止の理由や経過が明確にならないが、システムの入力はきちんと出来ている書記官もいる。	査察担当者が、返って指定等の進行が停止している事件記録とシステム上の情報を対比して確認した。	シナリオへの入力につき、部内で統一的な扱いがされていなかった。	差別後、進行停止中の事件については、記録に表示するだけではなくシナリオに記入欄及び必要事に応じて記録欄を必ず入力するよう周知した。今後、所管メンバーが空欄する際に、改めてシナリオ入力についての周知を全員に実施する。	返って指定等の進行が停止している事件については、停止の理由や経過などを記録化し、意識して管理しなければ、意味なく長期化することもあるので、記録とともに一貫性や情報共有に優れた方法により管理できる状態にあることがふさわしいことを理解させるよう、民事部主任会議等の機会も利用して指導する。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	破産手続の開始によって中断された事件において、その理由や現在の状況について明確に記載されていないが、その途中経過については明確(定期的)に記載されていない記録があった。	査察担当者が、返って指定等の進行が停止している事件記録とシステム上の情報を対比して確認した。	記録された件は、破産事件は債務者集金期日が施行している状況であったが、担当書記官は平成30年4月から破産裁判所に集金期日の結果を確認し、記録表紙に次回期日を予めすることで、本人が不在の際も事件の進行状況が分かるようになっていた。 しかしながら、担当書記官は、破産事件が終局しているかどうかが重要な点という認識であったことから、現在の破産事件の状況のみを記録表紙に記入し、これまでの状況を残していなかった。	差別後、担当書記官に対しては復帰を受けたことを通知するにあたるとともに、部内の職員に対しても差別の理由や経過などを記録化し、意識して管理しなければ、意味なく長期化することもあるので、記録とともに一貫性や情報共有に優れた方法により管理できる状態にあることがふさわしいことを理解させるよう、民事部主任会議等の機会も利用して指導する。	
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	返って指定事件等の進行が停止している事件の管理について、各書記官がそれぞれ工夫しているが、統一はされておらず、担当者以外の職員が適切にわかる状態にはなっていない。返って指定の類型ごとに部内で統一した扱いを検討されたい。	査察担当者が、返って指定等の進行が停止している事件記録とシステム上の情報を対比して確認した。	これまで、個々の書記官の事務処理に沿わらず、部内の統一した取り扱いを確立してこなかったことによる。	当事者の死亡、法人の合併、破産による中断等の進行停止事務がかかる部内統一の「進行停止中の事件」については、この管理基準を作成し、進行停止の事情が生じた事件について、この管理基準に記録ボケツに登録し込み、担当書記官以外の書記官等が見ても容易に事情がわかるように改めた。	返って指定等の進行が停止している事件については、停止の理由や経過などを記録化し、意識して管理しなければ、意味なく長期化することもあるので、記録とともに一貫性や情報共有に優れた方法により管理できる状態にあることがふさわしいことを理解させるよう、民事部主任会議等の機会も利用して指導する。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察府	被査察府	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
東京地裁	東京簡裁	民事	その他	進行停止事件のうち、破産による中断事件については、全件明示されているものの、破産による中断事件経過票(9様式)の用紙を使用している記録と使用していない記録があり、使用していても更新された情報の記載がなかった記録もあるなど、事務処理を統一することを提案した。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	破産中断事件の進行管理については、即時抗告事件を含め、 室内で一括管理とする扱いになっているところ、従前は、破産事件について上記の経過票を記録に挟んで管理していたことから、各書記官が独自に経過票を使用して代替していたものと思われる。	現在、進行停止事件の進行状況については進行停止事件管理表において進行管理を行っているところであり、今後、上記経過票は使用しないこととともに、更新情報の入力漏れがないよう徹底した。	可能な限り統一した事務を行うことで、誤りや見落としを防ぐ効果があるので、統一の目的或いは効果を明確にして、部の運用を固められるよう指導する。
東京地裁	青梅簡裁	民事	その他	調書判決、和解調書などについては、裁判官の決裁前のものを利用して正本を作成しているが、正本作成における過誤防止の観点から、判決正本と同様に調書判決等の原本をコピーして作成することを検討するよう促した。	査察担当者が主任書記官等から聴取した。	従前行っていた事務処理を見直すことなく、自分がやりやすいように事務処理を行っていたものである。	今後、判決正本と同様に調書判決等の原本をコピーして作成することとした。	時間の経過や担当者の異動などによって、取扱が元に戻らないよう翌年度以降も注意する。
東京地裁	武蔵野簡裁	民事	その他	正本の作成方法について、2つある係のうち1つの係では、裁判官から正本作成用に印刷されたものを受領の上、これをコピーして正本を作成していることである。東京地裁及び東京簡裁のほぼすべての裁判体で署名後の原本をコピーして正本を作成していることを紹介した上で、原本と正本の同一性を損なわないよう、従前の方を維持することを適当か検討を促した。	査察担当者が主任書記官等から聴取した。	裁判官が、裁判官の署名押印部分のコピーが外部に出ることに抵抗があったものである。	署名後の原本をコピーして正本を作成する方法に変更した。	時間の経過や担当者の異動などによって、取扱が元に戻らないよう翌年度以降も注意する。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	判決原本の交付が直前になることが多いため、言渡し前判決書の指を利用せずに、記録と一緒に判決原本が保管されている。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	判決原本の交付が直前になることが多いため、記録とともに保管するのが便宜であると考えた対応であった。	言渡し前の内容漏えい防止等の観点から、より厳格な取扱の必要性を認識し、判決言渡期日まで同ボックスに入れて事件記録とは別に保管する方法に改めた。	時間の経過や担当者の異動などによって、取扱が元に戻らないよう翌年度以降も注意する。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	記録外書面として取り扱うのが相当と考えられる書類(計画書等)やアクリル板等の表示書類(朱書き等)が事件記録の第3分類にづり込まれているものが見受けられた。また、数度にわたる閲覧等制限申立書が朱書き添付と共にいわゆる第4分類にづり込まれているものが見受けられた。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	認識不足で、取扱を徹底できていなかった。	事件記録として綴りこむ書面とそうでないものと確認をした。受領した書面については差替えはしないことも再度確認した。差し替えて提出してきてから、先に提出した書面とともに事件記録に綴り継いでいる。いわゆる第4分類には、特に裁判官(休)の指示がなければ、朱書き添付や取扱未了の証拠を認する確認した。	記録が正しく整理されることは、事件の安定した進行を支える重要な要素であるから、普適的な事項として、民事部主任書記官会議や独簡ミーティング等様々な機会を捉えて、首次席書記官から継返し意識づけする。
東京地裁	青梅簡裁	民事	その他	記録ロッカー内に、すでに保存済みの事件について、秘匿措置の情報が記載された書面を事件記録からつづり替えたファイルのみが保管されている。このファイルは、事件記録とひき舟にして保存すべきものであることから、直ちに是正するよう指示した。	査察担当者が記録ロッカーに赴き、記録ロッカーを実地検査した。	後に記録整理の際に、まとめて処理する予定であった。	直ちに当該事件記録とひき舟にして保存し、今後、秘匿措置の取られた記録については、直ちに同様の処理をするよう指導は正した。	記録が正しく整理されることは、事件の安定した進行を支える重要な要素であるから、普適的な事項として、民事部主任書記官会議や独簡ミーティング等様々な機会を捉えて、首次席書記官から継返し意識づけする。
東京地裁	東京簡裁	民事	その他	「秘匿」を書いた大きな付箋は貼られていたものの、表紙に「秘匿情報あり」の朱書きがされており、分離した書類が複数されていた場所に「秘匿情報の表示」の紙が綴られていたかった。記録外書面(最高裁とのメール)が何の表示もなく残っていた(いずれも指摘により直ちに修正された。)。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	前段は、「秘匿(希望)情報の管理について(東京簡裁版)」の参照が十分でなかったこと、後段は、記録外の書面を漫然と記録の第3分類につづっていたことによる。	前段は、今後、該当案件の処理にあたっては、「秘匿(希望)情報の管理について(東京簡裁版)」を逐次参照し、これに沿った処理を確実に行うよう徹底する。後段については、書面を漫然と記録の一部とするにあたらない場合は、記録外とし、別保管するなど、適切な措置を講ずる。	記録が正しく整理されることは、事件の安定した進行を支える重要な要素であるから、普適的な事項として、民事部主任書記官会議や独簡ミーティング等様々な機会を捉えて、首次席書記官から継返し意識づけする。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	秘匿情報が表れている書類の取扱において、秘匿の判断が1年以上留保されている事案で、秘匿(希望)情報の記載された書類が、記録に残されていて、「秘匿情報」との付箋が付いている状態であった。判断前の取扱いについて、部の取扱めがない。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	秘匿情報の取扱いについての部の取り決めはあるものの、細かく判断前の取扱いや判断後の取扱いという場合分けはなく、それでも秘匿情報が記録に現れないように担当の裁判体で適切に処理していると認識している。	指摘を受けた事件記録は、記録表紙に「秘匿情報あり」を赤文字で記載し、秘匿情報含む書面を別綴りにした。	記録が正しく整理されることは、事件の安定した進行を支える重要な要素であるから、普適的な事項として、民事部主任書記官会議や独簡ミーティング等様々な機会を捉えて、首次席書記官から継返し意識づけする。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	秘匿情報、マイナンバー及び記録外書面の管理に関する裁判官に對して判断を求めた事項及び判断内容が記録中に付箋で残しておらず、閲覧跡写の際に注意が必要だと感じた。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	裁判官に對して判断を求めたこと、それに對してどのような判断内容があつたかといった経緯を残さうとしたものであった。閲覧跡写の際には記録を点検するので、付箋を間違いくはがしている。	記録中に裁判官の判断内容等が付箋で残しているのは適切でないことを書記官室に周知し、付箋ははがすこととした。その上で、判断に至る経緯を残す必要がある場合には、上司及び相書記官には口頭で伝え、後任には手帳に記載により、その経緯を残すこととする。	必要な箇所にわかりやすく指摘、説明する方法としての手軽さを多用される方法である一方、用済み後廃棄が習慣づいていないと陥り忘れやすい。民事部主任書記官会議等様々な機会を捉えて、継返し用済み後廃棄の徹底に向けた注意喚起を続ける。
東京地裁	東京簡裁 豊田庁舎	民事	その他	秘匿情報、マイナンバー及び記録外書面に関する裁判体の判断について記録化されたが、その方法が部署内の申し合わせと異なるものがあった。	査察担当者が申合せの提供を受け、記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録と対照し確認した。	秘匿に関する事務処理を行なうことがほとんどないこともあり、事務処理要領に沿った事務処理が徹底されていなかった。	各係のミーティングの際に事務処理要領に基づく事務処理を徹底するよう指導するととも、ロッcker前ミーティングの際には、主書が事件記録を認証して適正な事務処理がなされているか確認することとした。	可能な範囲で統一的な事務を行うことで、誤りや見落としを防ぐ効果があるので、事務を統一する目的や効果を明確にして、部の運用を定着できるよう指導する。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察庁	被査察庁	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	秘匿情報、マイナンバー及び記録外書類の管理に関する情報。マイナンバー及び記録外書類の管理に関する情報がある旨の記載ではなく、ビニールカバー中に秘匿申出があった旨の付記が記載されているだけであった。	査察担当者が記録ロッカーに赴くなどして抽出した記録を確認した。	秘匿情報の取扱いについての因の取り扱いはあるものの、確かに判断前の取扱いや判断後の取扱いという場合分けはなく、それでも秘匿情報が記録に現れないよう組担当の裁判官で適切に処理していると認識していた。	部内で改めて取扱いを確認して記録を確認した。記録を受取った事務官は、記録表紙に「秘匿情報あり」を赤文字で記載し、秘匿情報欄に書類を別添紙にした。	記録が正しく管理され、必要な記載がルール通り明確に記載されることと、事件の実施した進行を支える重要な要素であるから、普通的な事務として、民事部主任書記官会議や就任ミーティング等機会を捉え、首次書記官から連絡し意識づけする。
東京地裁	東京簡裁	民事	その他	機密情報漏洩事件は作成されていたが、事件係の分で記載が漏れている機密（民事通常調査事件簿）があった。そのため、該該民事プログラムを使用している場合も作成年月日の記載は必要であることを確認し、記載するよう注意を促した。	提示を求めた権限について、査察担当者が確認をした。	権限において、毎日進行管理プログラム（機密民事事件簿）のデータ自体が[■]に代わるものについては、機密情報漏洩対応に登録する必要がないものと判断していたものである。	机密簿において、上記プログラムのデータ自体が[■]に代わる[■]についても機密情報漏洩対応に登録すべきことを定めた平成30年11月東京地裁民事部作成「機密情報漏洩対応記載の手引（民事簿）」を確認した上、平成31年以降の機密情報漏洩対応に漏洩のあった[■]を登録し、作成年月日等を記載することとした。	民事部主任書記官や独占ミーティング等の機会に、民事部の担当者からレクチャーを行い、また、民事部延内の相談窓口を提示することにより、困ったときにはいつでも気軽に相談ができる体制を取り、フォローアップをすることとした。
東京地裁	立川支部	刑事	その他	SDカードの管理について、SDカードを使用する書記官が、保管責任者である主任書記官を経由せずに、直接自ら権限に貸し出しの記載をして持ち出しており、返還時も同様の処理がされていた。	各担当者及び主任書記官からのヒアリング	管理の煩雑さから、原則と例外を逆に整理しているうちに、それが複雑化し、貸出簿及び管理簿をつける行為の中に盲点が置かれて、本来の目的が見失われた印象によるものと思われる。主として管理書記官における紛失の原因意識の欠如による管理の甘さによるものと考えられる。	各部から、以下のとおりの改善報告があった。 【フローの見直し】 ・担当書記官から貸出簿の提出を受けた主任書記官は、内書記官に貸し出しに係る書記官に返却し、亡失等がないかを確認する。 ・担当書記官が貸出簿を記載し、予め指定された場所にある専用ケースに収納したSDカードと共に主任書記官に提出する。主任書記官は、その内容を確認し、管理簿に所定事項を記載し、SDカードを担当書記官に手渡しで貸し出す。ただし、やむを得ない事情のある場合は、後に貸し出しが受けたことを速やかに報告する。返還に際しては、担当書記官は、貸出簿に記載すると共にカードを主任書記官に渡し、主任書記官は状況を確認のうえ、管理簿に所定の基準を記載する。 ・独自に前で作成していた管理要領を廃止し、事務運営通りに行こう改めた。	検討結果について、報告を受けた。年度変更後、早期に実施される事務調査において、実施状況を確認することとした。
東京地裁	東京簡裁	刑事	その他	事件書類である令状請求書原本、返還令状権利を保管しているロッカーが退院時に施錠されていない。	主任書記官からのヒアリング	保管規程の「事件書類」であることは認識しており、保管可能なロッカーに保管していたが、令状請求書原本を取り扱う事務官や管理を主に事務官に任せていたこと、解説、施錠する担当者を決めていなかったことから、施錠の確認がおろそかになっていたといふことがあるが、これは、各種令状請求が接客対応に関する重要な書類であることにについて、書記官の認識が甘く、それを事務官に任せきりにしていたことが問題と考えられる。	査察官から、上記書類が保管されているロッカーは、刑事4室の事務官が登院時に解錠、退院時に施錠し、主任書記官が施院の最終確認をする。 この取扱いについては、部会全員に周知した。	検討結果について、報告を受けた。年度変更後、早期に実施される事務調査において、実施状況を確認することとした。上記の改善結果についてはそのとおりでよいが、書記官任せにせず、書記官においても事件書類、特に令状請求のような実行性のあるものの管理の重要性について認識を持つよう、管理職において指導するよう依頼したい。

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

査察庁	被査察庁	事件種別	査察事項	フォローアップに取り組んだ事項	取り組んだ改善策	フォローアップの内容	改善状況等	今後のフォローアップ等(引き続き改善が必要な場合)
東京地裁	東京地裁立川支部	民事	事件の進行管理に必要な情報の共有に関する事項	訴訟救助決定がされた事件につき、待合の理由なく立候補が進んでいないものがあった。 当事者への連絡自体が課題となっていた。	電話での連絡によらず、文書により手続を進めるとした。	現実的に取りうる方法により、手続を進め、実績を作ることを促した。	方針に沿って文書により予定通り手続を進行した。ただし、負力回復検査を3年間に実施する予定としており、当該調査の次回実施時期についてはより近い時期に見直すべきとの意見を踏まえて再検討の余地が生じている。	負力回復検査の実施時期や対応の方法について、可能な限り持続する。
東京地裁	東京簡裁	民事	その他	判決原本等の取扱いについて、事務の生方化のため、確定記録の引継ぎ時に原本を直接に提出しない。少なくとも平成22年頃には判決原本等を記録に挟んで引き続いでいるが、現在も毎月1500件近くの事件が発生しており、その件数の原本を提出する時間は必ずしも時間のためにそのような方法を考えたのではないかと思われる。	判決原本等を記録に挟むだけでは紛失の危険があるため、引継ぎ事務の連絡防止という観点から、判決原本等を本末の取り位置ではなく、確定記録の末尾に記して主事に引き継ぐことに変更した。	左記のとおり、紛失の危険を最小限に保つ手順はすすめられた方法の提案。	差附での指摘を踏まえ、紛失等の危険性を十分に認識し、後者が改善されたものと考えていたが、十分に認識されておらず、指摘を受けた不相当な方法による原本紛失が発生した。	取扱の専門がなく、遅延の結果を生むかかったことを強く受け止め、指掲の重大性を踏まえて繰り返し周知、確認を続けることとする。
東京地裁	東京地裁本庁	民事	その他	判決等原本提出目録、判決原本等保存場の不備、未作成。	平成31年1月16日現在までの作業進捗状況と作業が遅延している場合の理由、今後の計画を報告させた。	進捗状況を踏まえた助言、指導等、計画に沿った作業進捗の管理。	和解調査原本の留め目録準備を中心に進め、およそ1400回程度の対応を終えた。特別保存対応が生じたためさなりる遅延は難しい状況であるが、地道に作業を進めている。	差附の機会も利用して、年に2回程度は遅延状況を把握し、差附計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを込まれる事例が生じても、少しづつでも遅延する状況を踏ますための対応を継続することとともに、今後新たに同様の事態が生じることのないように、直近の対応の確認を怠らないようにする。
東京地裁	東京簡裁	民事	その他	判決等原本提出目録、判決原本等保存場の不備、未作成、及び保存期間満了記録の発票の遅れ。	平成31年1月15日現在までの作業進捗状況と作業が遅延している場合の理由、今後の計画を報告させた。	進捗状況を踏まえた助言、指導等、計画に沿った作業進捗の管理。	和解調査原本留め目録、判決原本等保存場の不備、未作成について、年度別に見直しを行った。問題もあって、当初計画のとおりにはいかない現状はあるものの、地道に作業を進めている。 課が因循合意については作業規程が緩めで大きく、作業にあたる人員確保の問題などもあって遅れがかなり、先を見通しにいき状況となっている。場合によっては、計画の見直しを検討せざるを得ない。 翌年令合については、令和3年度中の全作業完了を目指して進行中である。	差附の機会も利用して、年に2回程度は遅延状況を把握し、差附計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを込まれる事例が生じても、少しづつでも遅延する状況を踏ますための対応を継続することとともに、今後新たに同様の事態が生じることのないように、直近の対応の確認を怠らないようにする。
東京地裁	八王子簡裁	民事	その他	判決等原本提出目録、判決原本等保存場の不備、未作成及び保存期間満了記録の発票の遅れ。	平成31年1月16日現在までの作業進捗状況と作業が遅延している場合の理由、今後の計画を報告させた。	進捗状況を踏まえた助言、指導等、計画に沿った作業進捗の管理。	判決等原本提出目録、判決原本等保存場の不備、未作成について、年度別に見直しを行った。問題についても、本年度実質予定分をほぼ終了している。発票についても、本年度実質予定分以降のものを残すのみとなっている。	差附の機会も利用して、年に2回程度は遅延状況を把握し、差附計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを込まれる事例が生じても、少しづつでも遅延する状況を踏ますための対応を継続することとともに、今後新たに同様の事態が生じることのないように、直近の対応の確認を怠らないようにする。
東京地裁	武蔵野簡裁	民事	その他	判決等原本提出目録の未作成。	平成31年1月16日現在までの作業進捗状況と作業が遅延している場合の理由、今後の計画を報告させた。	進捗状況を踏まえた助言、指導等、計画に沿った作業進捗の管理。	課間に作業が進んでおり、年度内に終了する見込み。	差附の機会も利用して、年に2回程度は遅延状況を把握し、差附計画の管理に努める。特別保存対応をはじめ、計画の見直しを込まれる事例が生じても、少しづつでも遅延する状況を踏ますための対応を継続することとともに、今後新たに同様の事態が生じることのないように、直近の対応の確認を怠らないようにする。
東京地裁	東京簡裁	刑事	システムに入力する際の漏れに起因する事項	システムからの漏れの打ち出しについて、1年に1回の割合としていたが、事件情報の性質上印刷の頻度について検討するよう促した。	必須範囲としての漏れの在り方の検討	事務調査、差附での確認	漏れをしたものの、1年に数万件という請求がある中で、漏れへの対応を考慮した結果、事務効率の観点から、これまでどおりの処理とすることとした。	今年度の査察時に意見交換を行い、引き続き検討を依頼した。 地裁としては、今後、被査察庁に対し、漏れの漏れの対応の方針として、既往1か月に1回はシステムから打ち出して漏れ付けることとし、最適的に漏れ年分の漏れがすべて入力できるところを再度打ち出し、完全な漏れに対するよう検討する。

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度審記官事務等査察の査察結果報告書

さいたま地裁総第111号

(訟ろ-15-B)

令和2年1月23日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

さいたま地方裁判所長 大 善 文 男

書記官事務等の査察結果について

(昭和61年6月30日付け総三第15号に基づく報告)

令和元年度に実施した標記の査察結果については、別紙のとおりです。

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

監察府	被査察府	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
さいたま地検 越谷支部	さいたま地検 越谷支部	民事	その他	【民訴法1条2項別刷】 民事訴訟の原告送達口頭申告欄において告訴状を作成した訴記官の記名がない状況があった。	当日提出された事件記録の査定で確認した。	訴訟訴送別刷1条2項の理解は不十分であり、告訴状等の送達申請について、因訴官の記名する訴記官の記名押印のある訴状を作成できていなかった。	訴記官を守した処理に努力を見直すとともに、係のマーティングの場で、検査まで共有した。	管内全体の訴訟訴送別刷民事訴訟において取り扱い、管内各庁の監査課長、因訴官管理官にて情報提供し、各府、各部署において監査で指摘や注意を受けた内容について検討を進めてもらう予定である。
さいたま地検 さいたま地検 越谷支部	さいたま地検 越谷支部	民事	その他	【民訴法1条2項別刷】 平成30年、平成31年の事件記録送付簿につき、執行官に送達を依頼する場合、送達書類送付簿を使用すべしところ、事件記録送付簿を使用したものがあった。	当日提出された帳簿の査定で確認した。	被査察の確認不足	管内に係内で監査で指摘を受けた記録の取扱いを確認した上、今後は送達書類送付簿を使用することを確認した。	管内全体の訴訟訴送別刷民事訴訟において取り扱い、管内各庁の監査課長、因訴官管理官にて情報提供し、各府、各部署において監査で指摘や注意を受けた内容について検討を進めてもらう予定である。
さいたま地検 さいたま地検 越谷支部	さいたま地検 越谷支部	民事	その他	民事訴訟事件において、訴訟は管理状を使用せず、記録の記録の管理簿で行っているままであった。	当日の事件記録査定で確認した(ヒアリングにおいて、令和2年1月から使用する予定であることを確認した)。	係内において、管轄の使用が複数あるという状況はあつたが、因訴官の記録の使用が複数され、管轄の使用が複数あるとの認識がなかった。	令和2年の新受事件から、管轄を使用するように本規則を改めた。	管内全体の訴訟訴送別刷民事訴訟において取り扱い、管内各庁の監査課長、因訴官管理官にて情報提供し、各府、各部署において監査で指摘や注意を受けた内容について検討を進めてもらう予定である。
さいたま地検 さいたま地検 越谷支部	さいたま地検 越谷支部	民事	その他	【民訴法1条2項別刷】 民事訴訟の原告送達口頭申告欄に訴状等の記録の記名がない状況だけのものがあった。	当日提出された事件記録の査定で確認した。	被査、和解や調停の正式送達口頭申告欄は、被査、管轄に問題ないに記載するものであり、必ずしも訴記官の記名を要するものではなく、印のみで足りるものと認識していた。	訴記官マーティングにおいて、訴記官本部の監査の場点から認識を行い、口頭申告欄も検査であり、これまで記載される上記状況より訴記官の記名押印が必要であるとの結論に至った。 今度は監査結果に従って訴記官の記名押印を徹底することを確認し合った。	管内全体の訴訟訴送別刷民事訴訟において取り扱い、管内各庁の監査課長、因訴官管理官にて情報提供し、各府、各部署において監査で指摘や注意を受けた内容について検討を進めてもらう予定である。
さいたま地検 さいたま地検 越谷支部	さいたま地検 越谷支部	民事	その他	【民訴法1条2項別刷】 執行官により送達する書類に付する請求を、送達書類送付簿ではない。事件記録送付簿に記載しているものがあった(2件)。	当日提出された帳簿の査定で確認した。	送達に付する送達書類送付簿を利用することについての知識が不足していた。	被査官マーティングにおいて被査過誤を示し、執行官に監査結果に付する請求を用いて行うことを再確認し、今後は直接送達の利用を徹底することとした。	管内全体の訴訟訴送別刷民事訴訟において取り扱い、管内各庁の監査課長、因訴官管理官にて情報提供し、各府、各部署において監査で指摘や注意を受けた内容について検討を進めてもらう予定である。
さいたま地検 さいたま地検 越谷支部	さいたま地検 越谷支部	民事	その他	係内監査課村田連絡簿につき、 (1) 平成23年～平成31年度の9年分をじと合わせている。 (2) 必須欄を記入してしまっており、作成していない状態となっている。	被査等を基に、現状の業務フロー等について担当者がヒアリングを実施した。	送達等の引取不足、係内管理の重複性の問題不足	送達等を確認し、因訴官にて共済した。 (1) 5年分ごとに分離して記入させし。 (2) 必須欄部分の訂正を行った。	管内全体の訴訟訴送別刷民事訴訟において取り扱い、管内各庁の監査課長、因訴官管理官にて情報提供し、各府、各部署において監査で指摘や注意を受けた内容について検討を進めてもらう予定である。
さいたま地検 川口検察	川口検察	民事	その他	【H28.1.30付行財政局監査】コンピュータを利用した事務処理の運用について(平成30.3月の(1)問題)、 支払監査事務における「 <u>支払監査事務</u> 」について、「 <u>監査官及び主任監査官</u> が <u>監査官</u> の承認に押印する必要があること」、主任監査官の押印がなかった。	支給日、 <u>監査官</u> を確認した。	送達を確認することなく、以前と同じ処理を繰り返していた。	係内マーティングにおいて、送達を確認し、送達に付した処理を行なうこととした。	管内全体の訴訟訴送別刷民事訴訟において取り扱い、管内各庁の監査課長、因訴官管理官にて情報提供し、各府、各部署において監査で指摘や注意を受けた内容について検討を進めてもらう予定である。
さいたま地検 久喜検察	久喜検察	民事	その他	【民訴法6条第1項第3号別刷】 口頭申告欄の用印欄に、弁護を行った日とは違う日(当該用印欄で記載された次回開票日)を記載して作成された調査書があった。	支給日に提出を受けた事件記録の査定を実施した。	調査書記入は調査作成在途は南民Pの「 <u>監査官</u> 」から処理しているが、今回の合計事件については作成が附されていたため、それと別途に事件記録から作成したが、その用印欄の用印が次回開票日になっていたことを因として作成。プリントアウトしたこのように通常とは違う処理をしたものであつた。手続的な監査事項の確認に至る四回、開票日はあつてはいるものの、思い込みでセルフチェックがしっかりなされていなかった。	監査を行なっている事務処理でもセルフチェックは大事で名前が、通常とは違う処理をしたときはさらに形式的な記載本部についても監査にセルフチェックを実施する。この監査書類の要件状況の確認を徹底し、改修が見られない場合には定期的に監査を行い、セルフチェックの在り方と正確性の必要性について取り直しを実施し、問題発覚を促進して事務処理にあたるよう指導し、正確性の向上を図る。	管内全体の訴訟訴送別刷民事訴訟において取り扱い、管内各庁の監査課長、因訴官管理官にて情報提供し、各府、各部署において監査で指摘や注意を受けた内容について検討を進めてもらう予定である。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察庁	被査察庁	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
さいたま地裁	熊谷簡裁	民事	その他	【民訴法1条2項関係】和解調査の調書送達口頭申請調書において当該調書を作成した書記官の記名がない記録があった。	当日提出された事件記録の正面で確認した。	各書記官とともに規則で定める「申請調書」を作成するという指摘が久留していること、從前から監修書類裏の該当箇所に押印することで足りるという運用が慣行していたことが原因である。	査察後の休ミーティングの際に、実務の運用にとらわれず、相談を重視して事務処理にあたることを確認し、今後は記名・押印することとした。	管内全体の査察結果を本庁民審部において取りまとめ、管内各庁の成務課長、松延書理官宛てに情報提供し、各庁、各部署において査察で指摘や注意を受けた内容について検討を進めてもらう予定である。
さいたま地裁	川越簡裁	民事	その他	【民訴法1条2項関係】和解調査正本送達口頭申請調書に裁判所書記官の記名がなく押印だけのものがあった。	当日提出された事件記録の正面で確認した。	昨年当頃の支拂・本庁での弁護士担当のテレビ会議で確認した際に、記名押印すべきではないかとの管理官からの指摘があったが、結論には至らなかった。もっとも、以後当庁では記名押印する扱いに統一するよう部下職員に指導した。しかし、昨年の実際の取扱いに、書記官から記名押印することに決まったわけではないので、押印のみで足りると誤被ったため、それ以来は、各書記官の判断に委ねていたものである。	部下職員への指導が二軒三軒しないよう、本件処理について、本庁での検討結果や上級庁の判断を待つて対応したい。	管内全体の査察結果を本庁民審部において取りまとめ、管内各庁の成務課長、松延書理官宛てに情報提供し、各庁、各部署において査察で指摘や注意を受けた内容について検討を進めてもらう予定である。
さいたま地裁	所沢簡裁	民事	その他	【帳簿類担当局長通記第20の1の2関係】 上訴された事件の 記載漏れ 及び 記載漏れ 並びに 記載漏れ 及び 記載漏れ の記載漏れがあった。	当日の帳簿類の裏面で確認した。	担当書記官の標準記載に対する理解不足(なお、当庁で使用している「上訴書から記録が返却された際の事務処理要領」には、「初日進行プログラムの 記載漏れ 及び 記載漏れ との記載があり、その入力について注意喚起している)。	事務室内において、該局年度をまたいで上訴記録が返却される等、 記載漏れ に記載するべき事項が生じたときは、必認事項システムに入力するとともに、帳簿へも記載するよう申し合わせを行った。また、帳簿作成時には、少なくとも上訴中の記載には付箋を付して、まだ記載するべき情報があることを明示することとした。	管内全体の査察結果を本庁民審部において取りまとめ、管内各庁の成務課長、松延書理官宛てに情報提供し、各庁、各部署において査察で指摘や注意を受けた内容について検討を進めてもらう予定である。
さいたま地裁	所沢簡裁	民事	その他	【書記官事務に関する勘定通等の確認(平成10年1月設置特設資料第60号)】の115頁関係】原告代理人の申請により送付請求の回答として送付されたCDの複数について、回覈調査書を作成せし原告代理人が原本提出した複数申請書のみを託票につづって複数を行っている。	当日の事件記録の裏面で確認した。	当該申請が送付窓口回付書の原本申請と一緒に行われたため、担当書記官において、これが原本申請と異なる回覈調査書の作成が必要な申請であるとの認取を有するに至らなかった。	独立開設の特性上、通常回覈調査の申請を受ける場面で原本申請の申請を受け事例が少くない。このような場合に適切な対応がとられるよう、事務室内において回覈調査の権限を周知をした。また、該局によりCDの複数申請を受けた際の回覈調査書の記載切を作成して、各書記官に配付した。	管内全体の査察結果を本庁民審部において取りまとめ、管内各庁の成務課長、松延書理官宛てに情報提供し、各庁、各部署において査察で指摘や注意を受けた内容について検討を進めてもらう予定である。
さいたま地裁	熊谷簡裁	民事	その他	【帳簿類担当局長通記第20の1の2、第3の2関係】 で、保存簿(完了・終始)が空欄のものや、空紙の終局欄が空欄のものがあった。	当日提出された帳簿(印字されたもの)の正面で確認した。	平成21年から昨年までの帳簿を全て確認したところ、どの牛も記載漏れが見えた。記載が漏れている原因については、今となっては明らかではないが、控訴戻り記録等の入庫作業をする主任書記官の①加算不足か、②他の既存が記載しておいているという手弊があったか、③あまりない事務処理であるが故の失念ではないかと思われる。	事務記録が控訴戻りから戻った場合の業務フローについて係内で再研議し、当該帳簿への記載は主任書記官が行うものであることの認識を定めた。帳簿への記載を担当する主任書記官は、複数通も含めて、業務フローの適切な引継ぎを徹底する。(※今回作成し、今後使用することとしたチェックシート(事務フロー)は別添のとおり)	管内全体の査察結果を本庁民審部において取りまとめ、管内各庁の成務課長、松延書理官宛てに情報提供し、各庁、各部署において査察で指摘や注意を受けた内容について検討を進めてもらう予定である。

控訴記録戻りのチェックシート（事務フロー（簡民Pver））

担当	主任	作業内容
<input type="checkbox"/>	/	期日進行管理プログラムに入力（「[]」→「[]」）
<input type="checkbox"/>	/	事件書類等の綴り替え ①控訴審で判決の場合 … 記録末尾に、「送達報告書」「黄色分解紙」「判決原本2通」「附属書類」の順で綴り替える。 ②控訴審で和解の場合 … 記録末尾に、「送達報告書」「黄色分解紙」「判決原本」「附属書類」、「黄色分解紙」「和解調書原本」「附属書類」の順で綴り替える (H29.12.15さいたま地民事部「確定記録保存事務取扱要領」2の(2))
		※当庁では、上級庁で和解で終局した場合、①判決原本綴りに「判決原本」と「和解調書写し」を、②和解調書原本綴りに「和解調書原本」と「判決写し」を綴る
<input type="checkbox"/>	/	裁判原本等への附記 (H29.12.15さいたま地民事部「確定記録保存事務取扱要領」2の(3))
		※附記の記載の仕方は、H29.3さいたま地民訟記録係「事件記録保存等事務処理要領【三訂版】」参照
<input type="checkbox"/>	/	査閲に回す (決裁ルートは、「支部長・担当裁判官・上席主書・主書・担当書記官」)
	<input type="checkbox"/>	引継ぎを受けた記録及び事件書類等の点検
	<input type="checkbox"/>	事件書類原本等の分離及び保存
/	<input type="checkbox"/>	民事通常訴訟事件簿（又は少額訴訟事件簿、手形訴訟事件及び小切手訴訟事件簿）の「控訴の終局結果欄」「上告審の終局結果欄」及び「保存の始期・終期欄」に追記 【R1査察・指摘事項】
/	<input type="checkbox"/>	入庫

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

査察序	被査察序	事件種別	査察事項	フォローアップに取り組んだ事項	取り組んだ改善策	フォローアップの内容	改善状況等	今後のフォローアップ等 (引き続き改善が必要な場合)
さいたま地裁	さいたま地裁 越谷支那	民事	事件の進行管理に必要な情報の共有に関する事項	記録外書類や毎日開示書類についての他の係に係に記載する情報が詳しく、多様な考え方から直感的で、本件を検討する事が難しかったことから、記録外書類の管轄を整理に区分し、各年度の管内全体の記録外書類を本件開示事項において取りまとめ、管内各係の進行管理、記録外書類で本件開示事項における検討の一助としました。	被査察官において、裏表紙の後ろにつづる類型について話し合いを行い、記載となるべき書類の候でつと、記録外書類の管理を整理に区分し、後者は裏表紙の後ろへつづらない限り再確認し、まとめて各担当係の裏表紙へ記載の実質を弁護団全体で共有した。記録外書類がもつた場合には、書類の裏でつづる理由等で検討した上で中間に記録を張り替えており、裏表紙の後ろに記載がつづらるまま放置、感覚がながまることはないが、今回の査察での注意喚起を受けて、あらためて係員毎に注意喚起を行った。	7月までに実施した日々記録官による裏表紙で弁護団の管轄区分に変更後の状況を確認し、必要に応じて指摘や助言を行った。また、今年度の査察担当者のチェックリストと被査察官へ本件開示事項を記載した上で中間に記録を張り替えており、裏表紙の後ろに記載がながまることはないが、常に被査察官にて内容を確認してもらつた。	各係にて、各部門におけるミーティング等で検討がされた結果、状況は改善された。今年度は特段指摘すべき点がなかったことを、査察担当者(査察補助者)において確認した。	今年度についても、前年度に引き継ぎ、管内全体の裏表紙を本件開示事項において取りまとめ、管内各係の進行管理、記録外書類で本件開示事項における検討の一助としてもらう予定である。
さいたま地裁	さいたま地裁 川越支那	民事	事件の進行管理に必要な情報の共有に関する事項	記録外書類や毎日開示書類についての他の係に記載する情報が詳しく、多様な考え方から直感的で、本件を検討する事が難しかったことから、記録外書類の管轄を整理に区分し、各年度の管内全体の記録外書類を本件開示事項において取りまとめ、管内各係の進行管理、記録外書類で本件開示事項における検討の一助としました。	被査察官において、全件につき、毎日開示の事件開示欄に記載する情報が詳しく、記載する書類は(記入は必ずルーツで記入)、裏表紙で記載する情報が詳しく、裏表紙の管轄を整理に区分し、各担当係の裏表紙で本件開示事項における検討を行った。	7月までに実施した日々記録官による裏表紙で弁護団の管轄区分に変更後の状況を確認し、必要に応じて指摘や助言を行った。また、今年度の査察担当者のチェックリストと被査察官へ本件開示事項を記載した上で中間に記録を張り替えており、裏表紙の後ろに記載を確認してもらつた上で裏紙に記入でもらい、記入する点があれば、事前に被査察官にて内容を確認してもらつた。	各係にて、各部門におけるミーティング等で検討がされた結果、状況は改善された。今年度は特段指摘すべき点がなかったことを、査察担当者(査察補助者)において確認した。	今年度についても、前年度に引き継ぎ、管内全体の裏表紙を本件開示事項において取りまとめ、管内各係の進行管理、記録外書類で本件開示事項における検討の一助としてもらう予定である。
さいたま地裁	さいたま地裁 川越支那	民事	事件の進行管理に必要な情報の共有に関する事項	記録外書類にて他の係に記載する情報が詳しく、多様な考え方から直感的で、本件を検討する事が難しかったことから、記録外書類の管轄を整理に区分し、各年度の管内全体の記録外書類を本件開示事項において取りまとめ、管内各係の進行管理、記録外書類で本件開示事項における検討の一助としました。	被査察官において、管内係員の情報が由立代理人に記載する記録外書類は上記に記載する情報が難しかったことから、記録外書類の管轄を整理に区分し、各担当係の裏表紙について記載することができた。	7月までに実施した日々記録官による裏表紙で弁護団の管轄区分に変更後の状況を確認し、必要に応じて指摘や助言を行った。また、今年度の査察担当者のチェックリストと被査察官へ本件開示事項を記載した上で中間に記録を張り替えており、裏表紙の後ろに記載を確認してもらつた上で裏紙に記入でもらい、記入する点があれば、事前に被査察官にて内容を確認してもらつた。	各係にて、各部門におけるミーティング等で検討がされた結果、状況は改善された。今年度は特段指摘すべき点がなかったことを、査察担当者(査察補助者)において確認した。	今年度についても、前年度に引き継ぎ、管内全体の裏表紙を本件開示事項において取りまとめ、管内各係の進行管理、記録外書類で本件開示事項における検討の一助としてもらう予定である。
さいたま地裁	川口地裁	民事	予約裏切手の取扱いに関する事項	予約裏切手の管轄に因する理解不足の點があったが、他の係に記載についての情報があまりなく、多様な考え方から直感的で、本件を検討する事が難しかった点もあったことから、記録外書類の管轄を整理に区分し、各年度の管内全体の記録外書類を本件開示事項において取りまとめ、管内各係の進行管理、記録外書類で本件開示事項における検討の一助としました。	記録外書類を作成し、使用し、実施中の承認執行文付与手立事件のうち使用感想が残っているものについては、その感想を記入して日からの感想管理簿への記載をすることにした。	7月までに実施した日々記録官による裏表紙で弁護団の管轄区分に変更後の状況を確認し、必要に応じて指摘や助言を行った。また、今年度の査察担当者のチェックリストと被査察官へ本件開示事項を記載した上で中間に記録を張り替えており、裏表紙の後ろに記載を確認してもらつた上で裏紙に記入でもらい、記入する点があれば、事前に被査察官にて内容を確認してもらつた。	各係にて、各部門におけるミーティング等で検討がされた結果、状況は改善された。今年度は特段指摘すべき点がなかったことを、査察担当者(査察補助者)において確認した。	今年度についても、前年度に引き継ぎ、管内全体の裏表紙を本件開示事項において取りまとめ、管内各係の進行管理、記録外書類で本件開示事項における検討の一助としてもらう予定である。
さいたま地裁	川口地裁	民事	事件の進行管理に必要な情報の共有に関する事項	記録外書類についての他の係に記載する情報が詳しく、多様な考え方から直感的で、本件を検討する事が難しかった点もあったことから、記録外書類の管轄を整理に区分し、各年度の管内全体の記録外書類を本件開示事項において取りまとめ、管内各係の進行管理、記録外書類で本件開示事項における検討の一助としました。	被査察官においては、記録外の書類については、記録に附つてしまい取り扱いに改めた。	7月までに実施した日々記録官による裏表紙で弁護団の管轄区分に変更後の状況を確認し、必要に応じて指摘や助言を行った。また、今年度の査察担当者のチェックリストと被査察官へ本件開示事項を記載した上で中間に記録を張り替えており、裏表紙の後ろに記載を確認してもらつた上で裏紙に記入でもらい、記入する点があれば、事前に被査察官にて内容を確認してもらつた。	各係にて、各部門におけるミーティング等で検討がされた結果、状況は改善された。今年度は特段指摘すべき点がなかったことを、査察担当者(査察補助者)において確認した。	今年度についても、前年度に引き継ぎ、管内全体の裏表紙を本件開示事項において取りまとめ、管内各係の進行管理、記録外書類で本件開示事項における検討の一助としてもらう予定である。
さいたま地裁	久喜地裁	民事	予約裏切手の取扱いに関する事項	予約裏切手の管轄に因する理解不足の点もあったが、他の係に記載についての情報があまりなく、多様な考え方から直感的で、本件を検討する事が難しかった点もあったことから、記録外書類の管轄を整理に区分し、各年度の管内全体の記録外書類を本件開示事項において取りまとめ、管内各係の進行管理、記録外書類で本件開示事項における検討の一助としました。	被査察官において裏表紙全体で行っている住所記入用紙で、都県切手の取扱いを整理にして、知識付ををおこなった。	7月までに実施した日々記録官による裏表紙で弁護団の管轄区分に変更後の状況を確認し、必要に応じて指摘や助言を行った。また、今年度の査察担当者のチェックリストと被査察官へ本件開示事項を記載した上で中間に記録を張り替えており、裏表紙の後ろに記載を確認してもらつた上で裏紙に記入でもらい、記入する点があれば、事前に被査察官にて内容を確認してもらつた。	各係にて、各部門におけるミーティング等で検討がされた結果、状況は改善された。今年度は特段指摘すべき点がなかったことを、査察担当者(査察補助者)において確認した。	今年度についても、前年度に引き継ぎ、管内全体の裏表紙を本件開示事項において取りまとめ、管内各係の進行管理、記録外書類で本件開示事項における検討の一助としてもらう予定である。

【入力上の留意点】

類似の指標事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査定官	被査定官	事件種別	査定事項	指摘事項	査定の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
千葉地裁	佐倉簡裁	民事	その他	事件記録欄に同様の出訴事件、既正していないことを記載していくなどかからず原告をを行い、その後も修正に反映した件数がなかった。 平成18年3月、本院執行事件年立成の際に受け入れた原告事件の件数が不正確なため、多額の債務を行政機関に記載して保管化し、管轄課に記載して民事事件と共に保管しており、原告事件切手の管理が不十分である(立会、請求、辨護)。	査定時に使用している点検票を基に、事件記録を査定したところ、発見されたものである。	●一段落目について 事件記録欄に同様の出訴事件に関する担当者の理解不足が原因である。 ●二段落目について 平成18年3月「原告年立成」の少額認取の行政機関につき、本院執行事件年立成に使用する分であれば許可されという記載でいたことが原因である。	●一段落目について 事件記録欄に同様の出訴事件に関する担当者の理解不足が原因である。 ●二段落目について 係員-テイリングの場で、左記事件年立成の件数を確認し、(1)既記載である旨が記載したこと、(2)記載は原告年立成分等を記載しているということ、係内で共有し、現実は、一般的な承認係の処理のように、これらの要件を満たさない場合は、保管票を使用して記載している。なお、その後、本院執行事件年立成を記載し、保管票を使用し記載していることを確認した。	被査定官に原因分析及び再発防止策を検討させ、令を受けた。 また、令の旨、次回審査記録による管内事務問合せ等には、現員の理解・実績状況等について、具体的に記載する予定である。
千葉地裁	千葉一宮簡裁	民事	その他	執行文件と立替書や認明申請書などに添付されている小額で対応基準に該当するが記載していなかった原告事件に記載しなかったところは、審理への反映の付記に加えて「〇年〇月〇日決済」と付記する必要があるところ、付記が漏れているものが複数あり、部署管理が不十分である(辨護)。	査定時に使用している点検票を基に、事件記録を査定したところ、発見されたものである。	左記の取扱いの根拠である「原告年立成の改正の概要について(平成18年2月24日付件附三段落、第一回審査会議)」第2の(1)アについて、支出保管票に記載する原告年立成事務官への周知及び予約の届けの適切性の重要性についての認識がいすれも不十分であったことが原因である。	保管票から左記原告年立成に付した、テイリングの場で記載の事務官記載を記載し、付記の結果、審理上、原告の立替が不正確となり、原告年立成二つ、の戻却件の使用を開始して22がる二を説明しての戻却件で戻却件を既に付した上で、管轄事件では、立替の原告事件切手についても、必ず管轄課に記載して管理する改築に改めることについて周知徹底した。	被査定官に原因分析及び再発防止策を検討させ、令を受けた。 また、令の旨、次回審査記録による管内事務問合せ等には、現員の理解・実績状況等について、具体的に記載する予定である。
千葉地裁	千葉地裁一宮支裁、千葉一宮簡裁	民事	その他	記載保管票の保管記録を履歴する際には、出納係に記載して所在を明かにする必要があるとかられています。毎日送達予定の際には、出納係への記載を確認することを怠るがゆえに、なかなか、毎日送達されない原告事件の立替ロッカーに記載されていました。事件記録欄が複数記載されるなど、事件記録の管理が不十分である。	査定時に使用している点検票を基に、事件記録を出納係の立替。記録ロッカーの見分及び現員からのヒアリングを行ったところ、発見したものである。	現員において記録用紙を分かれていたが伝付ゆえに記載を複数にしたことが原因であり、こうした現象を防いたのは毎日送達予定の場合には記載保管票という形で防げていたことによる現象立替の下にある。	記録の所在を明らかにするという出納係記録の重要な位置を認識した上で、令和元年1月14日から記載保管票の保管記録を使用する際は、すべくらく出納係記録する区間に変更した(メール及び民事モーテイリングにて共有)。	被査定官に原因分析及び再発防止策を検討させ、令を受けた。 また、令の旨、次回審査記録による管内事務問合せ等には、現員の理解・実績状況等について、具体的に記載する予定である。
千葉地裁	柏戸簡裁	民事	その他	事件記録欄の出訴事件年立成について、既正を過誤として90件原告1枚が予記されたところ、交換及び保管の実態が不正確になっていたが、管轄課は使用せず、実務的に既正欄に記載した上、その後の交換及び保管実態は既正欄切手予約時の付記欄に付記しているものがあり、予約欄使用手の管理が不十分である(辨護)。	査定時に使用している点検票を基に、事件記録をつりを査定したところ、発見されたものである。	原告年立成の開口は2つされていたが、担当者の理解不十分(既正の少額認取切手の処理と同様でよいと誤解していたことが原因である。	モーテイリングにおいて事務、査定の本院年立成の内容を理解し、少額かつ既正欄で使用が予定されるものであっても、立替や返送等、管轄課に記載すべきことがある場合は、保管票を使用する旨を共有した。その後処理を行った出納係のダブルチェックの際に、同様の事案で既正が記載されているを出納係が確認した。	被査定官に原因分析及び再発防止策を検討させ、令を受けた。 また、令の旨、次回審査記録による管内事務問合せ等には、現員の理解・実績状況等について、具体的に記載する予定である。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

立院	被査院	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
千葉地裁	館山簡裁	民事	その他	以下のとおり予納済切手の管理が不十分である。 ① 携帯記録で、手紙費用(手紙料+送付費用や支払依託郵便料)を負担しているが、送付者が認明書送付費用として、便携計算書と一緒に預金切手を予納してある(多くは商品券414円)が、予納済切手管理票を使用していない(便携執行)。 ② 事件記録発送後の承認執行交付と単立時に受け入れた返信函での使用が予定されない多額の郵便荷物について、予納済切手管理票を使用し、管理を行っていないものがある(なお、納付時の付記はある)。(支払書記)	査察時に使用している点検票を基に、事件記録及び事件記録つづりを閲覧したところ、発見されたものである。	単立執行者以外の債務者が預けた郵便については、予納済切手管理票に記載する必要がないと誤認していたことが原因である。	①及び②と共に携帯記録、手紙料等の手帳管理票(2)を使用した保管・管理する方法に改善し、その状況を庶務課長も確認した。	被査院にて原因分析及び対策防止策を検討させ、報告を受けた。 また、参考の旨・次席書記官による管内事務調査等の際には、職員の理解・実施状況等について、具体的に確認する予定である。
千葉地裁	千葉地裁館山支院、館山簡裁	民事	その他	事件記録出納票が内控室に保管付けられているものの記載はされていない。にもかからず、執務室の記録ロッカーに入室済みの確定記録が入っており、保存記録の管理が不適切である。	本院内に使用している点検票を基に、事件記録出納票の表記及び記録ロッカー見分を行ったところ、発見されたものである。	すぐに追跡するので、出納票に記載をしなかったとしても事件記録の管理も生じないであろうと、本院は予めしてしまったこと。また、実際のことにより事件記録の紛失等の事由が発生していなかったことから、事件記録を送付に保管をしなければいけないという意識はあるものの、これがこの実態に見合った実現の方針がとられたさまざま実情に合った取扱いを理解したことが原因である。	今回の指摘を受け、当院における取扱いの不適性を改めて確認した結果を振り返す場合には、多忙な時間へ対応することに課題した上で、庶務課長もその改善状況を確認した。	被査院にて原因分析及び対策防止策を検討させ、報告を受けた。 また、参考の旨・次席書記官による管内事務調査等の際には、職員の理解・実施状況等について、具体的に確認する予定である。
千葉地裁	一宮簡裁	刑事	その他	地式命令の原本が作成されていない状況で、書記官が地式命令原本用の手写について原本認証を行っていた。	担当官に原本フローをヒアリングしたところ、裁判官が地式命令の決定を受け取る際に、原本用紙と捺印用紙のみの原本を捺印と共に裁判官に提出していたことが判明した。	裁判官が今原本に捺印した上で、命令原本に捺づいて命令原本を作成するという裁判官が受けられていないかった原因として、担当書記官は原本の認証も裁判官にてもらう段階であったと述べていた。	裁判官が原本認証のみの原本を認証する必要性はないことと、命令原本に捺づいて原本作成という取扱いの定めに反していること、原本の内容と相違のある原本について地式命令の作成上問題がある原用紙の命令書等を一度して裁判官に提出することとし、実際、裁判官は原本用紙に原本捺印を認識して、書記官が一次目録を行なうことに決めた。	原本用紙に原本捺印することのないような運用が行われていることを担当書記官等に確認する上に、原本作成用の命令書等が原用紙の命令書等と一緒にして裁判官に提出することとし、実際、裁判官は原本用紙に原本捺印を認識して、書記官が一次目録を行なうことに決めた。
千葉地裁	東会簡裁	刑事	その他	地式命令水事件について、検察官職員が捺印する予定日に捺印する日付(もやもやした日付)で命令書に捺印用紙の押印を受けていた。	担当官からのヒアリングにおいて、裁判の流れを説明した際に判明した。	検察官が裁判所から届けた場所に所在することから、検察官が裁判所に来院する際に地式命令原本を交付して合意を行っているところ、地式命令の決裁日から検察官に対する告知までに数日間空くことを見て、検察官職員が検察所する予定日に捺印する日付で命令書に捺印用紙の押印を受けていた。	書記官は、地式命令の決裁日書を空欄にしたまま提出し、裁判官が先読みする間に日付を記入するなど事務処理方法を改めるように検討を始めた。	裁判官が先読みする日に命令書の日付を記載し、裁判官が同日に押印することに改めた。

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

査察序	検査官	事件種別	査察事項	フォローアップに取り組んだ事項	取り組んだ改善策	フォローアップの内容	改善状況等	今後のフォローアップ等 (引き続き改善が必要な場合)
千葉地裁	千葉地裁 松戸支部	民事	その他	捺印指摘が取じられた当審事務による捺印指摘(郵便局窓口空印)については、取扱いを用意せずマスキング処理するのが妥当であるとして、その処理がされていないものがあるなど、捺印指摘の管理が十分でない問題があった。 裁判所の窓口に於して捺置すべき情報を外観に反映する可能性があったためフォローアップに取り組んだ。	指摘を受けた事件の記録を立ちのるべき状況に是正したほか、当該事件以外の捺印指摘のある事件の記録について、当庁の事務処理規則に沿った取扱いがされているかの確認を行った。 ミーティングを実施して、課員全員で捺印指摘の重要性を再認識するとともに、当庁の事務処理規則を再認識させることを確認した。併せて、主査は、捺印指摘同時に捺置指摘に因して重複の記録が入っているかを確認し、捺置するほか、各会議ロードマーティングのほか日々審査会の中でも問題や差異付け、指導を継続的に行うこととした。	受検では、支部検査の職員との意見交換等により重視的に実施して、各職員の指摘に対する理解の程度等を確認すると共に、事務処理方法や捺印指摘指摘等が、指摘に従った適切なものであるか、内在する問題点がないかなど、多方面からアドバイス等を行った。 また、受検後の平成31年1月には、新たに捺印指摘管理に関する郵便局窓口空印(不動産執行規約)を作成し、文書へも記載して原印を回収した。なお、その際には、捺印指摘管理に関する他の執務資料も交付して貰った。再認識を図った。	翌年(令和元年度)の受検時に於いて、昨年度と同様の不適切な対応が見受けられなかったが、別の結果において、本件の対応が既に既存に改善すべき指摘事項は空印がつづられた郵便局窓口空印(不動産執行規約)を本件の対応と見合にして評議しているものが見受けられたことから、当庁の事務処理規則を全職員が理解しているとはいえない状況にある。	支部検査では、捺印指摘に従する場合が比較的少ない職員がいることから、今後も、頻度の少ない職員のための事務処理規則について、本庁におけるフォローアップを継続して行うこととした。 また、特に適正な事務処理が要求される上位に、裁判所運営や申合せ等の一環を本庁から提供し、継続的な問題回収点とともに、春の首・次年度検査による管内事務検査等の際には、上記指摘等に対する職員の理解、実施状況等を具体的に確認して必要な指導を行う。
千葉地裁	千葉検察	民事	その他	捺印指摘が取じた郵便局窓口空印の原本は、事件経緯を別紙記述につけたまま、本件記録とは別の添付の封筒保存統制まで事件を記載する必要があるところ、事件経緯後、事件記録、郵便局窓口空印とともに事件検査簿つづりつづり併せているのがあり、捺印指摘の管理方法が不適切であった。 事件記録を提出せず空印を以て事件検査簿として提出してしまった可能性があったためフォローアップに取り組んだ。	査察事項を職員に照会して、捺印指摘がある事件の処理方法の再確認を行った。 なお、主査において、指摘を受けた事件の担当審査官とともに事件処理要領を參照しながら記録記載の再点検を行い、あるべき状態に修正した。	受検では、支部検査の職員との意見交換等により重視的に実施して、各職員の指摘に対する理解の程度等を確認すると共に、事務処理方法や捺印指摘指摘等が、指摘に従った適切なものであるか、内在する問題点がないかなど、多方面からアドバイス等を行った。 また、受検後の平成31年1月には、新たに捺印指摘管理に関する郵便局窓口空印(不動産執行規約)を作成し、文書へも記載して原印を回収した。なお、その際には、捺印指摘管理に関する他の執務資料も交付して貰った。再認識を図った。	翌年(令和元年度)の受検時には不適切な処理は見受けられず、改善策及びフォローアップの結果、改善されたことが確認される。	
千葉地裁	市川簡裁	民事	その他	捺印指摘が取られた書類の原本がつづられた別紙記録について、当庁の事務処理資料では、本件記録と別にして特定の場所で保管するよう定められているにもかかわらず、本件記録と併せて同じ場所に保管されており、捺印指摘の管理が十分でなかった。 裁判所の窓口に於して捺置すべき情報を外観に反映する可能性があったためフォローアップに取り組んだ。	当庁の事務処理規則を再度職員に周知したほか、捺印指摘と本件記録と別にして特定の場所に保管するよう取扱いを是正し、それを徹底することにした。	受検では、支部検査の職員との意見交換等により重視的に実施して、各職員の指摘に対する理解の程度等を確認すると共に、事務処理方法や捺印指摘指摘等が、指摘に従った適切なものであるか、内在する問題点がないかなど、多方面からアドバイス等を行った。 また、受検後の平成31年1月には、新たに捺印指摘管理に関する郵便局窓口空印(不動産執行規約)を作成し、文書へも記載して原印を回収した。なお、その際には、捺印指摘管理に関する他の執務資料も交付して貰った。再認識を図った。	翌年(令和元年度)の受検時には不適切な処理は見受けられず、改善策及びフォローアップの結果、改善されたことが確認される。	

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

査察庁	被査察庁	事件種別	査察事項	フォローアップに取り組んだ事項	取り組んだ改善策	フォローアップの内容	改善状況等	今後のフォローアップ等 (引き続き改善が必要な場合)
千葉地検	検察官	民事	その他	複数箇所を求める申出書等について、当庁の本体記録と別にして特定の場所で保管するよう定められているにもかからず、本体記録と並んで同じ場所に保管されており、取扱いの管理が不十分であった。 複数箇所の意見に反して何度も本体記録が外側に反出する可能性があつたためフォローアップに取り組んだ。	本体記録用紙のすべてを印刷して1枚のファイルにまとめ、職員に回観した上で所定のスペースに併用資料として保管していく。 別冊記録と本体記録は各自に付けて保管する必要があることを職員が理解した上で、回観ロッカー内に別冊記録を保管するスペースを設けて、今後は別冊記録はそこで保管することとした。 記録用紙においても別冊記録を保管するスペースを設けた。	当署では、文書監査の職員との意見交換等をより効率的に実施して、各職員の理解に対する信頼の度合いを確認すると共に、本体記録用紙や本体記録用紙が、規則に沿って保管されるものであるか、内含する問題点がないかなどを、多方面からアドバイス等を行った。 また、平成29年1月には、新たに職員情報管理制度に関する特設規則(不適切執行規則)を作成。文部省へも提出して実績を問うた。なお、この際には、本規制制度に沿うるための転記資料も充実して提出、実績を示した。 本体記録では、回観用紙に付する場合が比較的小ない職員が少くない。しかし、今後も、回観用紙のある本体記録等について、本庁におけるフォローアップを継続して行うこととした。	当署(令和元年度)の査察時に不適切な規則が発見されず、改善策及びフォローアップの結果、改善されたことが確認される。	

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

監査官	検査部門	事件種別	運営本部	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
水戸地裁	支部等	民事	その他	簡易等期限決定に一部期限対象事項が含まれていた。	事休日の実態	本立審の判断に期限対象事項が含まれているにも関わらず、期限を十分にすることなく同対象をそのまま決定書の別紙として利用した。	今まで担当裁判官と担当審理官のみで被調査課を行っていた段階を、同人らのほかに主任裁判官等が複数するなど、複数の審議官で検察を行なうように改めた。 なお、本件は、部分な調査部門等の車立審により、一部期限対象事項が含まれていた簡易等期限決定の同事項を削除する旨の決定がなされた。	担当課の審査の厳密性を十分に確保させるために、個々の職員の認識不足等と段階に連携されることなく、審査担当課等各自に認識させいか、審査部門の管理の重要性に対する意識が十分でないといった、これらから導くためにどのくらいの期間を用意すべきかなど、組織的に審査管理性能が定義しているかを定期的に確認していく。

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

査察庁	被査察庁	事件種別	査察事項	フォローアップに取り組んだ事項	取り組んだ改善策	フォローアップの内容	改善状況等	今後のフォローアップ等 (引き続き改善が必要な場合)
水戸地裁	水戸地裁下妻支部	刑事	その他	秘匿情報を扱う件数が少ないとため、書記官の秘匿情報の適正管理に関する知識不足や具体的な事務処理のイメージ不足、部署全体で秘匿情報が流出させないよう組織的に取り組むという意識不足が伺われる府があつた。	各書記官に秘匿情報の適正管理に関する基本的事項を確認させて具体的な事務処理のイメージを持たせ、部署全体で組織的に取り組む意識を持たせるよう被査察庁を含む全ての刑事担当部署においてミーティングを実施し、秘匿情報の適正管理に関する事務連絡等の内容を確認して認識させ、自府における秘匿情報管理に関する申告せに従つて具体的な事務のフローと事務処理のイメージを各書記官に持たせるとともに部署全体で取り組む意識を持たせるようにした。また、ミーティングでは事例問題(最高裁判事局から作成)に基づいて秘匿情報を処理する場合の留意点を討議させ、事務処理上の留意点を認識させて、秘匿情報の管理に対する意識の高揚を図った。	・本府及び管内支部・簡裁の刑事担当部署において秘匿情報の適正管理に関するミーティングを実施するよう指示し、ミーティングで利用できるよう資料(発出されている事務連絡等及び最高裁から送付されている事例問題)を提供した。 ・年2回実施している刑事担当書記官の研修において、秘匿情報の適正管理に関する基本的事項の説明を行ったり、事例問題(自府で作成)を題材に秘匿情報を扱う場面で留意すべき事項について研修参加者に討議させ実際の事務に事務処理を行際の留意点を意識させ、秘匿情報の管理に対する意識を高めるようにした。	被査察庁を含む複数庁の主任書記官から、ミーティングで事務連絡等を見ながら基盤知識を確認することができ、自府の運用についても係員で認識を共有することができ、各書記官に秘匿情報の取扱いに対する意識の高揚が見られ、その効果はあがつており今後もミーティングは継続していきたい旨の意見が寄せられている。本年度の書記官等研修会緊や研修の際に各書記官の秘匿情報に関する当庁申合せの内容含む知識習得の度合いを確認したところ正しく理解されており、効果はあがつているものと考える。	・来年度以降も秘匿情報の適正管理に関するミーティングは実施する予定であり、ミーティングで使用する資料(本年度送付した資料に改訂等があれば改訂したもの)を提供することを考えている。 ・刑事担当書記官の研修では引き続き、秘匿情報の適正管理に関する基本事項の説明と事例問題の検討を行っていく予定である。
水戸地裁	水戸地裁麻生支部	刑事	その他	開審判決を確定日前に完成する。あるいは、作成日がてん補裁判官(担当裁判官)の不在日となるなど、適正事務の確保についての理解不足や意識の欠如が伺われる府があつた。	各書記官に刑事事件に関する書記官事務に関する基本事項を確認させ、適正事務についての意識を強く持たせるため、管内の支部・簡裁で毎月指定したアーマーに基づいてミーティングを実施するようにした。	・本府及び管内支部・簡裁の刑事担当部署において毎月指定されたテーマに基づいて適正事務の確保に関するミーティング(講義等作成の事務を含む。)を実施するよう指示し、ミーティングで使用する資料(発出されている事務連絡等)を提供した。 ・年2回実施している刑事担当書記官の研修において、刑事書記官事務に関する基本的事項の説明を行ったり、事例問題(自府で作成した不適切な事務処理の事例問題)を題材にしてあるべき書記官事務について研修参加者に共同で討議させて適正な事務処理とこれに対する意識の高揚が図られるようにした。	被査察庁を含む複数庁の主任書記官から、書記官に事務処理の視覚と目的を考えさせる題材と機会を提供する場として非常に有意義であるという声が寄せられており、査察や研修の際に個別の書記官に確認したところ適正事務に関する意識はあがつていると思われる。 ただ、ミーティングに加えて毎月報告書を作成して刑事官書記官に提出してもらっているが、報告書作成が事務の負担になってしまっていると考えられることから来年度以降は報告書形式についてチェック式のものとするなど事務負担の軽減を考えている。	・来年度以降も適正事務の確保に関するミーティングは継続する予定であるが、4月当初に裁判官の審理方針に関する全体ミーティングの際に裁判官も加わって実施したり、報告を簡易化するなどすることを考えている。 ・ミーティングで使用する資料(本年度送付した資料に改訂等があれば改訂したもの)は引き続き提供することを考えている。 ・刑事担当書記官の研修では引き続き、刑事書記官事務に関する基本的事項の説明や事例問題の共同討議を行っていく予定である。

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の行をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察項目	被査察府	事件種別	要件事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
宇都宮地裁	真岡支部・信託	民事	その他	【全般・指摘】 システムに記載すべき情報について、その指摘が複数の件に亘る事務の取扱いについて、常に記載すべき情報が十分でなかった。	実地見分		システムが複数に亘るものと理解を認めた。入力漏れがないようにするよう周知した。入力担当者と事件組合者が担当場合は、担当者ごとに入力内容のチェックを行なう意図した。	本年度の事務処理の結果要旨を各府に示し、改善策を検討の上、原因を指摘した。 その上で、4月以降に実施する事務改善において、府内における状況を検討の上フォローする予定である。
宇都宮地裁	真岡支部・信託	民事	その他	【全般・指摘】 システムを使用せずに作成する事務について、他事件のデータを上書きして作成している。	実地見分	書記官事務処理課の防止策に関するH29.2.3付17号「宇都宮地裁書記官事務処理課「書記官事務係の課題改善」の件に記載の防止策について、その検討を十分に実施していない。また、外観に必ずしもセキュリティチェック十分に行なうことと一分に判断していることと、多種の事件を担当することによる常に上書きにより上書き防止の対策が不十分であった。	使用する全ての元となるデータの読み込み部分に毎回必ず入力して選択防止策を施すこととする。	面上のほか、審査の不足等について、本府にあらわしを提供すること、追跡点として本府の主従審査が対応することとした。
宇都宮地裁	真岡支部・信託 大田原支部・信託 棚木支部・信託 足利支部・信託	民事	事件の進行管理に必要な情報の共有に関する事項	【全般・気づき】 書記官から他の書記官及び書記官の有識者並びに他事件の担当者と情報を共有する手段として行なっているところ、不要になった担当者ははり、一定期間記すべきものは記載して残すべきであるが、不要になったとせんも全て残したことになっている。	実地見分	担当者が、せんせんが記載した場合はや担当課担当の村せんのはり、忘れによる情報漏れのリスク、適切に選択せんせんはりははり、一定期間記すべきものは記載して残すべきであるが、不要になったとせんも全て残したことになっている。	情報漏出のリスクについて裁判官も含め認識を共有した。今後は、記載化が必要なものについては記載として留めつづけ、メモ保存のものはできる限り記録は利用せず、記録外部記録にメモとして残す取扱いにして。	本年度の事務処理の結果要旨を各府に示し、改善策を検討の上、原因を指摘した。 その上で、4月以降に実施する事務改善において、府内における状況を検討の上フォローする予定である。
宇都宮地裁	真岡支部・信託	民事	事件の進行管理に必要な情報の共有に関する事項	【全般・指摘】 ミーティングが行われているが、ミーティングで話しあうべき内容が共有されていない。	実地見分	ミーティングを行なう担当者が個々人に理解されていない。また、事件に関する情報などは小さな文書であるから、自然に入ることに安心して、共有の率を増かしてほしい。	ミーティングにおいては、その他の事件関係の情報所有や個人で抱えた事件事務担当上の問題点を組合せう論議とする。要注意事項については、必ずミーティングで情報共有するようにする。	面上
宇都宮地裁	真岡支部・信託	民事	その他	【記付】 届けられた部分につき、念のためチェックし、機関の有無についてもチェックがなされていなかった。	実地見分	機関記録は施設であるとの理解に欠け、実際に交付のみ記し上していた。(平成30年3月22日 法務省法務監査課連絡多番)	「法務手帳における留置事項」の記付・立てに際するもの(2)予め記入手順の表記に際する留意すべきポイントを記載し、その結果(参考連絡)を確認し、事務処理を行うようにする。	面上
宇都宮地裁	大田原支部・信託 小山支部	民事	その他	【記録の管理】 記録ロッカーを適時方に使用しない、または、鍵を挿入できない際に保管していた。	実地見分及びヒアリング	記録保管用ロッカーの鍵の紛失・盗難等が発生した場合、ロッカーカー内の記録の返却等にも困がるおそれがあるため、記録の保管方法による管理が望ましいと思われるが、この点について記録が十分でなかった。	記録保管用ロッカーカーの鍵の紛失・盗難等が発生した場合、ロッカーカー内の記録の返却等にも困がるおそれがあるため、記録の保管方法による管理が望ましいと思われるが、この点について記録が十分でなかった。	面上
宇都宮地裁	大田原支部・信託	民事	その他	記録に保管中の記録の貸出について、手で走めた貸出ルールがあることかわらずしてこなっていない。	実地見分及びヒアリング	保管された支帳内の申合せが引き継がれていないかったことによる。	これまでの貸出では、即日返還の場合は貸出前の利用を確認するとしていたが、この貸出は貸出。すべて貸出の利用することに改め、再貸出時に確認を行なった。また、申合せを支帳の共用フォルダ内に保存し、戻却時の引き継ぎが適切に行なわれるよう引にした。	面上
宇都宮地裁	大田原支部・信託	民事	その他	【記録返却(保存期限第4の2)】 機関原本等の保存簿に記載していない事件書類の欄が存在する。	保管簿の記載を確認すると、ある範囲について、5、6年前から保存の記載のものがあった。記録簿を確認すると、昨年度分までの記録が保存されていた。	担当者の理解不足による。	原本保存簿と原本とを確認し、必要な記載をした。また、原本保存簿に関して、支帳内に適切な引継がなされていないことと一因であるため、記録事務担当者マニュアルを改修する予定である。	面上
宇都宮地裁	棚木支部	民事	その他	【記録返却(H29.5.3付法務省法務監査課第3の2、H29.12.5付一課長・検査室長事務連絡】 機関原本等の記載データ等については、上記事務連絡に記載のとおり、整理票の消去等、データ消去等を行う必要があるところ、平成27年以降整理票が未消去で、データ消去の実施が不明なもの及び検査データ等の所を不明なものがあった。また、現担当書類をが改められたCD-Rについて、検査票の作成及び所定の検査結果のデータ消去がされていない。	実地見分及びヒアリング	現状の検討不足及び検査結果提出の検討不足	検査を確認し、それにに基づく手順を検討することとした。 平成27年以降の整理票で検査等の検査月日が未記載のものについては、対象となる検査データが検査していないことを確認し、保存期間を経過した整理票は廃棄した。 現在の担当者記載が作成したCD-Rについては、整理事業を実施し、所定の検査を達成したものはデータを消去した。	面上

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察序	被査察府	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
宇都宮地裁	栃木支部	民事	その他	【秘匿情報の管理に関する事項】 秘匿情報及び閲覧等制限は、それぞれにつき、自序の取扱い規則があり、秘匿情報についてはシステムの画面に記載され、閲覧等制限についても記載され、 [REDACTED]と、閲覧等制限についても記載され、 [REDACTED]と、 [REDACTED]を入力することとなっているところ、秘匿情報、閲覧等制限のいずれかについても、システムの画面に記載され、 [REDACTED]と入力されていた。	実地見分	申合せ等の理解不足	平成29年3月25日付「秘匿情報の管理に関する申合せ」及び平成31年1月8日付「閲覧等制限の押立てがされた事件記録の取扱い等について」を係で読み合わせ、内容を確認の上、システム入力の[REDACTED]を修正した。	同上
宇都宮地裁	栃木支部 宇都宮簡裁	民事	事件の進行管理に必要な情報の共有に関する事項	【全般】当事者に対する指示を行った後、定期的な報告がなされていない、またはその方法が統一されていない。 また、連絡をしたことが記録上明らかでない。	実地見分及びヒアリング	事件管理の方法を係内で具体的に定めていない。定めていても係員が履歴していない。	事務によって定期的に催促する時期を定め、催促したことを記録上明らかにすることを申し合わせた。また、その方法についても担当事件の特性に応じて統一的に行う。	同上

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

査察庁	被査察庁	事件種別	査察事項	フォローアップに取り組んだ事項	取り組んだ改善策	フォローアップの内容	改善状況等	今後のフォローアップ等 (引き続き改善が必要な場合)
宇都宮地裁	大田原支部 橋本支船 足利支船	民事	事件の進行管理に必要な情報の共有に関する事項	【遅延違反(事件記録保管送付遅延記第1の421ミンタス運用遅延記第6の1の2)】 遅延される場合には遅延の方法により、その他の場合には、事件記録出納簿やミーティングへの登録により出納を把握すべきところ、これらが行われていないものがあった。	裁判官も含めた郵便ミーティング等において、遅延の内容を再確認し、保管委任者として遅延に基づき遅延な手続を実施していく記録を共有させた。 長期貸出しを必要とする所蔵記録はミンタスに、その他の記録は事件記録出納簿に遅延に記録することを徹底させたほか、即日遅延される場合には、記録貸出カードや即日便等を利用してその出納を明らかにするなど各現場で統一したルールを策定させた。	事務査察において、実施状況を確認した。	即日遅延される場合には、記録貸出カードや即日便等を利用してその出納を明らかにし、長期貸出しを必要とする場合は、所蔵記録はミンタスに、その他の記録は事件記録出納簿にそれぞれ確実に記録することにしたことにより、指摘事項は改善された。	
宇都宮地裁	橋本支船	民事	予納部便切手の取扱いに関する事項	【遅延違反(予納部便切手運用遅延記第3の1)】 主任書記官から、事件の記録とともに予納部便切手の払出しを受け、係書記官が受領しているが、受領額の確認を即日行っていない。	郵便ミーティング等において予納部便切手の管理責任者の補助者として適正な管理を行なう必要がある旨を再度説明し、予納部便切手は受領後速やかに、受領額の確認を行うことを徹底させるとともに、日々定期的に確認・指摘をしていくよう指示した。	即上	予納部便切手を受領後、速やかに受領額の確認を行うことが定着したことにより、指摘事項は改善された。	
宇都宮地裁	足利支船	民事	その他	確定記録の貸出状況が把握されていなかった。	主審者が貸出票を手元に置いて把握することとした。	即上	改善策は継続して実施されていた。	
宇都宮地裁	宇都宮簡裁	民事	事件の進行管理に必要な情報の共有に関する事項	執行文付与、公示送達、手数料還付等の立て不要の事件の処理に關し、主任書記官が処理状況等を管理する手段がとられていないものがあつた。	立て不要事件管理用として一覧表を作成し、これを利用して処理状況を把握することとした。その上で、主任書記官が立て不要手続に係る申立て書を専用ファイルに入れて担当者に配てしん。処理終了後に担当者が当該専用ファイルを主任書記官に遅延した際に、主任書記官が管理用一覧表を確認する、という事務フローとした。	即上	改善策が継続して実施されていた。執行文付与については、申立て日から5日以上、そのほかの申立てについては、10日以上超過しても処理が終了していないものについては、主審が担当者に状況を直接確認している。	
宇都宮地裁	小山簡裁	民事	その他	事件簿の様式及び記録履歴に関する指摘事項の件について理解を深めることを要請されたことから、それらに関する根拠を確認して理解を深めることを要請された。	事件簿に関する遅延を回観して事件簿の書式及び記録履歴の記載について確認を行った。	至前実施後、状況を確認した。	事件簿に関する遅延を回観して事件簿の書式及び記録履歴の記載について理解を深めた。	
宇都宮地裁	足利支船	刑事	その他					
宇都宮地裁	大田原支部	刑事	その他	略式命令を作成するツール(Excelで、被告人名、罰金額、退院などを入力すること)で、略式命令の原本用紙と認定文書が付記された原本用紙が同時に印刷されるツールを使用する際、原本用紙に提出されるものは、入力情報が正しく反映されるが、原本用紙に提出されるものには、主文や通款などの入力情報が正しく反映されない場合があるという不具合が認められたため、フォローアップに取り組んだ。	①事務処理で使用する点検票の中に「原本と原本の同一性の確認を目標に操作することになり、原本と原本の内容の確認という過誤の危険性が消えなかつため、正しく機能している管内の他簡裁で使用している別のツールを使用するように指導した。	即上	即上	正しく機能している宇都宮簡裁で使用しているツールを送付し、使用してもらうこととした。

【機密性2】

(高等裁判所経由)

前橋地裁総第1947号

(訟ろ-01)

令和元年12月12日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

前橋地方裁判所長 相澤 哲

書記官事務等の査察結果について

(昭和61年6月30日付け総三第15号に基づく報告)

標記の結果は、別紙のとおりです。

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて認識する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度審配官事務等査察の査察結果報告書

査察官	被査察官	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等	
前橋地裁	太田文部	民事	その他	佐野市で保管中の保証債務者及びひき戻請求権本権のそれそれ一覧について、保管の地図及び契約の付記がされていなかった。	記録内における事件記録等の保管状況等を確認した。	記録や帳簿等の保存に則して付記漏れをチェックする態勢が確立していなかった。	適切に保管場所の付記がされないことにより誤認箇などでの紛争が生じることを防めて認識させるとともに、付記漏れをチェックできるような業務態勢を検討させる。	付記漏れをチェックできるような業務態勢について、方針を定めて是正報告させる予定である。	
前橋地裁	鶴生支部	民事	その他	保証債務者登録の「保管の届出」は、登記したけれども下手な保証債務者について、記録の記載の記入を含むての記載合規性など年度の翌年度の初めからすべきところ、記載終了した日付（「翌年度の終了日」記載された日）の翌年度の初めから保管に付与していた。	記録内における事件記録等の記載等を確認した。	記録内における事件記録等の記載等についての均等が不正確であった。	各事件記録が適切に保管されないことにより誤認箇などでの紛争が生じることを認識させるとともに、記録の保管者に付与する連絡、手帳連絡などについての正確な対応を行う。	保管当日の調査において、既存の保証債務の届付け等に因する連絡、手帳連絡、台帳連絡などを整理し、その内容を再確認するよう成了。是正結果について方針を定めて報告させる予定である。	
前橋地裁	前橋法院	民事	その他	事件記録において、調停団員が作成した事件記録表は記録が付与されるが、記録の保管に他の部署と区別することなく扱われていた。	事件記録方法などを記載してもらった調停団員を参考に、本件記録、確定後の記録を一覧抽出して確認した上、担当者からヒアリングをし、事務内容の確認等を行った。	いかゆる「ノモに付ける事務」とある記録外書類が、法令上の事件記録を構成しないという基本的な理解が不足していたこと、及び、月をさかのこす書きやさき等を考えると重複である方が復習であり、逆に、記録履歴に記載すべきが付与していたことから、調停団員も記録に事件記録表があることが通常だとと思っていたことが原因である。	原因分析:記録のとおり正しい理解をさせるとともに、他の事件記録表は、調停団員が担当部署から受け取った個人的な事務や、調停団員自身の所持品が記録しており、万が一に問題が発生しても、他の部署と同様に(記録末尾に分岐表で区切って記載)します。	記録場所が変わることになるため、調停団員への説明等を含めて検討、改善するよう指示の上、長いを説明した後の状況について説明を求める。	
前橋地裁	前橋法院	民事	その他	一昨年及び昨年の事務運営で、既に復讐されたと取扱われる古い事務について、保証債務者付録等に原来された旨の記載が少々くなっている点を指摘したが、今回の運営でも当該記載が未了のままであり改善がなされていなかった。	記録内における事件記録等を確認した。	一昨年及び昨年の運営での同一の指摘事項について、今年の運営でも是正がなされていなかったものであり、本件において是正が実質実現であるのは是正を行おうとする部署自身が不思議している。	本件においては二段階のみの是正表を適やかに実施するよう指導する。	保管当日の調査において、既存の保証債務の届け出等に因する連絡、手帳連絡、台帳連絡などを整理し、その内容を再確認するよう成了。是正結果について方針を定めて報告させる予定である。	
前橋地裁	前橋法院	民事	その他	事件に付した平成20年度の民事事件表(ひき戻請求権本権の記載)が、平成30年度の保証債務者付録等の「民事事件記録等保管簿」間に記載され、本件記録が記載すべき平成21年度の保証債務者付録等の「民事事件記録等保管簿」間に記載がされていなかった。	記録内における事件記録等の記載及び事件記録等の保存状況等を確認した。	事件記録方法などを記載してもらった調停団員を参考に、本件記録、確定後の記録を一覧抽出して確認した上、担当者からヒアリングをし、事務内移の確認等を行った。	いかゆる「ノモに付ける事務」とある記録外書類が、法令上の事件記録を構成しないといふ基本的な理解が不足していたこと、及び、記録表は、記録を複数しているため、複数をめざす記録でない者が記録表の複数が複数あり、記録表中略などによって記録の外書類が外録に出てしまうを既往を考えていなかったことが原因である。	原因分析:記録のとおり正しい理解をさせるとともに、記録表等に、既に記録の書類が記載されていることに、記録外書類が付録等の記録についても同様に記録されるため、保管されている他の記録についても適宜記録される。記録外書類は既録は過去の記録についても同様に記録されるため、保管されている他の記録についても適宜記録される。	改善後の状況を確認する。
前橋地裁	伊勢崎法院	民事	その他	事件記録表や付録類のノモなどの記録外書類が、確定記録の本体に記載された記録本体に付与されていた。	事件記録方法などを記載してもらった調停団員を参考に、本件記録、確定後の記録を一覧抽出して確認した上、担当者からヒアリングをし、事務内移の確認等を行った。	いかゆる「ノモに付ける事務」とある記録外書類が、法令上の事件記録を構成しないといふ基本的な理解が不足していたこと、及び、記録表は、記録を複数しているため、複数をめざす記録でない者が記録表の複数が複数あり、記録表中略などによって記録の外書類が外録に出てしまうを既往を考えていなかったことが原因である。	適切に保管期間の付記がされないことにより誤認箇などでの紛争が生じることを防めて認識させるとともに、付記漏れをチェックできるような業務態勢を検討させる。	付記漏れをチェックできるような業務態勢について、方針を定めて是正報告させる予定である。	
前橋地裁	伊勢崎法院	民事	その他	記録内で保管中の事件記録等の保管状況及び既録の付記がされていなかったものが2件あった。	記録内における事件記録等の保管状況等を確認した。	記録や帳簿等の保存に則して付記漏れをチェックする態勢が確立していなかった。	適切に保管期間の付記がされないことにより誤認箇などでの紛争が生じることを防めて認識させるとともに、付記漏れをチェックできるような業務態勢を検討させる。	付記漏れをチェックできるような業務態勢について、方針を定めて是正報告させる予定である。	

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

監察官	検査対象	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
静岡地裁	沼津支部	民事	事件の進行管理に必要な情報の共有に関する事項	当該指記から4ヶ月以上前日未決定がされている以下の件について、毎日指定ができる理由をやむを得ない理由で、毎日指定ができない理由が記載されているが、指定以外が記載してある状況が判明しないものがあった。	事件記録の査定及び担当者記名に対するヒアリング	担当者記名から代理人に対して、適正な運営を保障するため、毎日指定ができない理由が記載されているが、指定以外が記載してある状況が判明しないものがあった。	担当者記名に対しては、運営状況を監視取扱等で把握するよう指導し、また、主任者記名に対しては、下級職員の朝日未決定事例について、ロッカーリーディングの附帯シナリオを利用しながら把握するよう指導する。	担当者記名から適正報告をさせるとともに、来年度の実務に反映することとした。
静岡地裁	浜松支部	民事	その他	送付確認の届出外提出宛につき、申出書に捺印(官印)による捺印が用意しているだけで、「本件申出を提出する」の付記及び提出決定年月日が記載されていない。	事件記録の査定及び担当者記名に対するヒアリング	申出書を利用した決定であるが、担当者記名において、決定の方式等について意図が欠けていたと思われる。	申出書を利用した決定であっても、決定であることに迷わらないのであるから既定事項を記載しないよう指導する。	担当者記名から適正報告をさせるとともに、来年度の実務に反映することとした。
静岡地裁	掛川支部	民事	その他	昨年の監査時に「監査課に記載された審査の初回の検査について、管理係が作成されておらず、かつ、証明申請書等の合意に「〇月〇日決定」と記載する処理がされているものが数件あったことから、注視を行っていたが、昨年分及び本年度も〇月では適正に扱われていたものの、〇月に適正な扱いに戻つてはいた(〇月〇日決定)」の付記。	事件記録の査定及び担当者記名に対するヒアリング	担当者記名において、実施して適正な事務処理を心がけていたが、〇月以降は昨年同様失念していた。	改めて、結果の受入についての基本的判断を強調し、その外で、平成18年の適正化改定の際の実務運営に取り組みへの記載を含むする場合の付記について指導する。	担当者記名から適正報告をさせるとともに、来年度の実務に反映することとした。
静岡地裁	静岡簡裁	民事	その他	昨年の監査時に「担当者記名において、記載内容について、記載する内容が、ルールに記載していない事項については、高級官吏本部連絡事由に記載する者用(監査課)の管理方法等について、記載してない。(具体的な割合として、裁判官用に作成した保管物(送付欄記の付記)」の付記。	事件記録の査定及び担当者記名に対するヒアリング	担当者記名において、記載内容であるという意味が記載されたため、記載する事項であることを分界線等で示すことなく、複数段のあとに記載していた。	高級官吏本部連絡の検討に沿った取扱いをよう指導する。	担当者記名から適正報告をさせるとともに、来年度の実務に反映することとした。
静岡地裁	熱海簡裁	民事	その他	平成30年の事件記録提出付箇について、次年度(令和2年度)に引き継ぐべき保管であるにもかからず、平成31年度(令和元年度)まで保存の始期として既に記載し保存終期の記載も本來の特別よりも1年早い記載となっていた。保存に付していた。	担当者記録付箇提出及び当該確認の記載状況を査定した。	担当者記録は、平成31年記載終了とすべきところ、担当者記録において記載終了日を不注意により見誤り、保存の始期を同年1月として保存に付したものである。	担当者記録において、担当者記録につき、適やかに訂正の必要があるとともに、次年度に入り改めて引継ぎ付箇の実行状況に付し、また、送達の正確な運営に向け、送達の該当部分につき、改めて担当者記録に周知し、納得を得た。	担当者記録に即時是正報告を求め、次年度の監査時に改めて確認することとした。
同上	清水簡裁	民事	その他	前次事件記録一式を検査時に提出し、事件記録提出付箇によらず、事件記録提出付箇により提出を行ったため、送達の年月日等が記載されて不正確な送達日が明らかにならなかった(送達反/平成7年3月24日付け熱海簡裁付「事件記録の保管等の付記に関する事務の取扱いについて(監査1の4001)」)。	担当者からのヒアリング及び担当者記録の記載状況を確認した。	担当者において、前事の事件記録の保管等に関する検査運営の理解が不足していた。	担当者記録において担当者記録を確認し、担当者記録への既次事件記録一式の提出し事件記録提出付箇で行うこととした。	担当者記録に即時是正報告を求め、次年度の監査時に改めて確認することとした。
同上	静岡簡裁	民事	その他	平成30年度の事務運営事例について、同31年記載終了にもかからず、平成30年記載終了として保存に付されていた。	担当者からのヒアリング及び担当者記録の記載状況を確認した。	担当者記録は、平成31年記載終了の部分(検査付箇で記載している既次事件記録提出付箇の部分)と平成30年記載終了の部分(既次事件記録提出付箇としている既次事件記録の部分)が、合併されているものであり、この場合、検査付箇の既次事件記録提出付箇を同年1月とすべきところ、平成31年記載終了の部分を担当者記録不正確により見誤り、該当して保存指定期は同年1月として保存に付したものである。	担当者記録において、既ちに、担当者記録の保管付箇、既次事件記録提出付箇とともに、担当者記録提出付箇の既次事件記録を訂正し、次年度(令和2年)に入り改めて提出付箇に付した。	担当者記録に即時是正報告を求め、次年度の監査時に改めて確認することとした。

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

査察序	被査察府	事件種別	査察事項	フォローアップに取り組んだ事項	取り組んだ改善策	フォローアップの内容	改善状況等	今後のフォローアップ等 (引き続き改善が必要な場合)
静岡地裁	浜松支部	民事	その他	検査官(事件に関する書類で記録に誤り込むことを要しないものに、未だ捺印されていない事件記録に記載すべき書類や保存期間の異なる予約捺印切手受領書等が積じられていた事例が見られた。	検査官への懇親は日々の業務のみならず出張部署の問題でもあるところ、そもそも事件記録に記載するべき書類や保存期間の異なる予約捺印切手受領書等が積じられていた事例が見られた。	管内から是正報告をさせるとともに、本年度の査察時に確認した。	検査官に記載すべきものとそうでないものを徹底した上、回覈文書を検査成績から抜きし、記録に記載すべきものは捺印に誤り含まれるものとして、回覈表にもり得るということを管理職員を通じて意識させ、妥協な事務処理を戒めるよう指導をした。	
静岡地裁	静岡訴裁	民事	その他	事件記録に、既状況表題や事件進行に関する事項、司法委員の手捺印が記載されていたり、記録外表題とすべき書類が事件記録について、記録外表題であることの明示を欠く事例が見られた。	日々の職員のみならず記録担当者を通じて管理職員から指導を行なべき事項であることから、専門家と一緒にや管理長等が担当打合せの機会に、記録辨別の取扱いに関する団体本部について注意喚起を行ない、そもそも事件記録上は何かどう本部に提出する部分についても、事件記録付する取扱いを行っている。	同左。	昨年度検査したものについては次のとおり是正されていた。 なお、本年度に記載したことではないが、管内立派の記録外表題の会員について、本年度首次検査官の査察時まで、フィードバックを行なったうえで事件記録付する取扱いを行っている。	昨年の表題で指摘された件については是正されていたが、ルール化されていないナースについて、実施されていないものがあつた。法令上の事件記録(当事者との間で迅速に利用される資料)について理解をさせ、高齢者虐待認定の検査に沿った取扱いをするよう指導する。
静岡地裁	清水簡裁	民事	予約捺印切手の取扱いに関する事項	検査官(事件に関する書類で記録に誤り込むことを要しないものに記載された予約捺印切手管理表について、切手の枚数を統計した後、主任者記録が毎日にする確認のための押印を欠いている事例が見られた(平成29年3月24日付け事務課長通達「予約捺印切手の取扱いに関する規程の適用について」記第5の1(1)4)。	両者の差正事項が求められているか、その理解が十分でない部分もあるものと思われることから、主任者記録に対して、手捺印行合せ等の際に、適正に管理が行われるよう根拠的に指導を行なった。	管内から是正報告をさせるとともに、本年度の査察時に確認することとした。	事件記録に記載されたものはこれまでどのおおきな差なく押印することを確認し、捺印記録として記録されていない今回のようないケースについても、一律押印を受けるべき立場に改められていく。	
静岡地裁	清水簡裁	刑事	その他	略式事件の確定記録を検査官に交付するにあたり、確定前に記録を貸し出し、確定後そのまま引き受けたとある。記録の交付日が不明確なままの状態が見られたことから、管内全体で事件回収送付簿によって内記録を引き継ぐことに改めたが、三者間決事件については最終の捺印が取られないまま以前の上記運用が行われていた。	当該件を含め、管内箇所全体で検査し、他の略式事件記録と同様、事件回収送付簿で記録の検査が明らかにするよう運用の統一化を図った。	当該件に是正報告をさせるとともに、本年度の査察時に改めて運用が是正されているかを確認した。	三者間決事件について、管内箇所一の運用を確立し、職員にも確実に実施しており、改善されていた。	

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察序	検査実行	事件種別	検査事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
甲府差戻	富士吉田簡裁	刑事	その他	略式命令原本について、書記官が同原本の複数の複数原本に併せて書記官の認印のある原本を作成していた。なお、略式命令原本併に同原本と原本の対照確認を書記官において行っていた。	検査実行によりて、マニュアル等を基に手帳の流れに沿って担当者たる書記官及び事務官に対するヒアリング等を実施した。	略式命令原本を起案する際、同原本を複数枚同時に二回ノックするマニュアル等を用意しているところ、この段階で認印ある原本が作成されていたが、そもそも原本は複数枚一括で作成するところや、書記官の操作前に原本が提出される流れ、原本と原本の認印確認した上で認印原本を行なうと改める。これについて、マニュアルやチェック項目の改訂を行なう。	「書記官以上の改訂後、操作認印したマニュアルやチェック項目の改訂が確認されたので、今後はこれに沿って事務処理を行なうよう改めて用意した。	

【機密性2】

(東京高裁経由)

長野地家裁総第316号

(訟ろ-01)

令和2年2月19日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

長野地方裁判所長 中山孝雄

長野家庭裁判所長 中山孝雄

書記官事務等の査察結果について

(昭和61年6月30日付け総三第15号に基づく報告)

標記の査察結果については、別添のとおりです。

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

査察官	被査察官	事件種別	査察事項	フォローアップに取り組んだ事項	取り組んだ改善策	フォローアップの内容	改善状況等	今後のフォローアップ等 (引き続き改善が必要な場合)
長野地裁	長野地検久丈部	民事	その他	訴状に捺印された収入印紙については、交付後、速やかに印紙の位置をとらぐところ、問題があるなどの理由で、又は單に収入印紙を消すことに問題あったとの理由で、印紙の跡に紙張がある人の入院を放置した。被控の庁で同一課題があるため、フォローアップを行った。	収入印紙を交付入れた後の処理について再確認し、速ちに消すことをした。印紙の跡に紙張がある場合には、放置で対応する等して、速ちに消す手順を検討した。	訴状書記官事務課連絡により、是正求め、改善策について左記のとおり報告させた。	訴状書記官事務課連絡により、是正求め、改善策について左記のとおり報告させた。	訴状書記官事務課連絡により、是正求め、改善策について左記のとおり報告させた。
長野地裁	長野検署	民事	その他	訴状に捺印された収入印紙については、交付後、速やかに印紙の位置をとらぐところ、問題があるなどの理由で、又は單に収入印紙を消すことに問題あったとの理由で、印紙の跡に紙張がある人の入院を放置した。被控の庁で同一課題があるため、フォローアップを行った。	収入印紙を交付入れた後の処理について再確認し、速ちに消すことをした。印紙の跡に紙張がある場合には、放置で対応する等して、速ちに消す手順を検討した。	訴状書記官事務課連絡により、是正求め、改善策について左記のとおり報告させた。	訴状書記官事務課連絡により、是正求め、改善策について左記のとおり報告させた。	訴状書記官事務課連絡により、是正求め、改善策について左記のとおり報告させた。
長野地裁	長野地検保証支部	民事	その他	和解書件と料金件で捺印した訴状事務について、シート上の捺印番号の取得方法に限りなく行った。捺印件に付する捺印は、右半に付り、影響の及ぶ重要事項であることから、フォローアップを行った。	和解書件と料金件で捺印した訴状事務について、右半に付する捺印番号の取得方法に限りなく行った。捺印件に付する捺印は、右半に付り、影響の及ぶ重要事項であることから、フォローアップを行った。	訴状書記官事務課連絡により、是正求め、改善策について左記のとおり報告させた。事件報告後のミーティングの処理について、本件担当課から主任検察官に対して知識会を行った。シート上は、捺印番号を付して捺印した。	訴状書記官事務課連絡により、是正求め、改善策について左記のとおり報告させた。主任検察官が確立されていないことが明らかとなつたため、本筋フォローの見直しを含めて、チェックの在り方にについて検討を行った。	今年度の収容の際に確認したところ、問題点は是正されており、新たな問題はなかった。
長野地裁	長野地検調防支部	民事	その他	平成28年12月16日に成立した和解書類原本について、翌29年6月1日に審査に付せられていたところともに、平成29年度の和解書類原本についても、原本捺印に付する捺印は、将来に付り、影響の及ぶ重要事項であることからフォローアップを行った。	訴状書記官事務課の目録等の処理を行い、捺印と解説原本について、平成28年度の範囲に範囲し直しを是正した。	訴状書記官事務課連絡により、是正求め、改善策について左記のとおり報告させた。主任検察官に付し、今回の事務及び是正内容を含む審査を行成し、後任者に引き継がせ、再発同じ問題を生じさせることのないよう指摘した。	訴状書記官事務課連絡により、是正求め、改善策について左記のとおり報告させた。主任検察官が確立されていないことが明らかとなつたため、本筋フォローの見直しを含めて、チェックの在り方にについて検討を行った。	今年度の収容の際に確認したところ、問題点は是正されており、新たな問題はなかった。
長野地裁	長野地検調防支部	民事	その他	和解書件で利用されている捺印を交付課題として係りていなかった。原本捺印に付する捺印は、捺印二回り、影響の及ぶ重要事項であるとともにからフォローアップを行った。	捺付書類について、1件には原本捺印を付し、もう1件には審査日(平成30年11月21日)付けで捺印を作成し添付して、不備を是正した。	訴状書記官事務課連絡により、是正求め、改善策について左記のとおり報告させた。主任検察官に付し、今回の事務及び是正内容を含む審査を行成し、後任者に引き継がせ、再発同じ問題を生じさせることのないように指摘した。	訴状書記官事務課連絡により、是正求め、改善策について左記のとおり報告させた。主任検察官に付し、今回の事務及び是正内容を含む審査を行成し、後任者に引き継がせ、再発同じ問題を生じさせることのないように指摘した。	今年度の収容の際に確認したところ、問題点は是正されており、新たな問題はなかった。
長野地裁	長野地検企文部 管内企情課	刑事	その他	検察官に貸し出した訴状記録について、遅延予定期を超過しているらしかからず、是正情報、再度貸出手續等の措置を取っていない支部等がある。 書記官の本業的業務の一つである記録の管理業務が日々そこになり、ひいては記録の紛失等につながる恐れがある。	検察官に貸し出した訴状記録について、遅延予定期を超過しているらしかからず、是正情報、再度貸出手續等の措置を取っていない支部等がある。 書記官の本業的業務の一つである記録の管理業務が日々そこになり、ひいては記録の紛失等につながる恐れがある。	訴状記録出納課に担当者記録及び管理職員が定期的に確認し、遅延予定期になってしまった場合は、担当者記録から貸出手續を行うとともに、日程等の機会を経て、遅延の現状を察めさせた。	ほとんどどの件において、改善が見られたものの、一部の件において、遅延が行われていた。	訴状記録出納課を担当者記録及び管理職員が定期的に確認し、遅延予定期になってしまった場合は、担当者記録から貸出手續を行つた場合には、その日(貸出手續、遅延日、遅延予定期)を報告欄に記載する又は一旦書記記録を整理してから、金庫に封入、検査等の機会を経て遅延等の現状を察めることを徹底するように指摘した。

機密性2

高等裁判所経由
新地裁総第286号
(訟ろ-01)
令和2年2月20日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

新潟地方裁判所長 大野勝則

令和元年度書記官事務等査察の結果について

(昭和61年6月30日付け総三第15号事務総長通達に基
づく報告)

標記の査察について、別添の結果報告書のとおり、結果報告の対象となる事項
はありません。

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別紙の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

管轄庁	検査年度	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
新潟地裁	三条支院、三条簡裁 新潟田沢院 長岡支院、長岡簡裁 高田支院、高田簡裁 新潟南院 新潟西院 南魚沼簡裁 永源川簡裁	民事	事件の進行管理に必要な情報の共有に関する事項	指摘事項なし				
新潟地裁	三条支院、三条簡裁 新潟田沢院 長岡支院、長岡簡裁 高田支院、高田簡裁 佐渡簡裁 新潟南院 新潟西院 南魚沼簡裁 永源川簡裁	民事	裁判官の判断を要する事務処理の適正確保に関する事項	指摘事項なし				
新潟地裁	三条支院、三条簡裁 新潟田沢院、新潟田沢簡裁 長岡支院、長岡簡裁 高田支院、高田簡裁 佐渡簡裁 新潟南院 新潟西院 南魚沼簡裁 永源川簡裁	民事	その他	指摘事項なし				
新潟地裁	三条支院、三条簡裁 新潟田沢院、新潟田沢簡裁 長岡支院、長岡簡裁 高田支院、高田簡裁 新潟南院 新潟西院 村上簡裁 十日町簡裁 南魚沼簡裁	民事	事件の進行管理に必要な情報の共有に関する事項	指摘事項なし				
新潟地裁	三条支院、三条簡裁 新潟田沢院、新潟田沢簡裁 長岡支院、長岡簡裁 高田支院、高田簡裁 佐渡簡裁 新潟南院 新潟西院 村上簡裁 十日町簡裁 南魚沼簡裁	民事	裁判官の判断を要する事務処理の適正確保に関する事項	指摘事項なし				
新潟地裁	三条支院、三条簡裁 新潟田沢院、新潟田沢簡裁 長岡支院、長岡簡裁 高田支院、高田簡裁 佐渡簡裁 新潟南院 新潟西院 村上簡裁 十日町簡裁 南魚沼簡裁	民事	その他	指摘事項なし				

(東京高等裁判所経由)

東京家裁総第 111 号

(訟ろ-15-B)

令和 2 年 2 月 19 日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

東京家庭裁判所長 甲斐 哲彦

書記官事務等の査察結果について

(昭和 61 年 6 月 30 日付け総三第 15 号に基づく報告)

標記の査察結果は、別添のとおりです。

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

調査対象	被査察府	事件種別	調査事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
東京家庭	文部等	東本		報告事項なし				
東京家庭	文部等	少年		報告事項なし				

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

令和元年度審計官事務等査察の査察結果報告書

査察序	被査察府	事件別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
横浜市役	横浜市役 横浜市文部	家事	その他	本人が算定示付している居住所について、その代用人が登場、算定示付審査の監査書を提出しており、同監査書は算定上算査示付いれずに第3分類につづかれていた。その際にも、この算定示付住所の第3分類(算定監査示付)が算定示付いれず扱われていた。	査定実地の中で当該事例が判明した。主任監査官にむかはる様な扱いが施されている事例である旨確認した。	古い運送分類の事例や監査が分離となっていて古くなっていることや、本人代理人の行動が「本丸されでない」とも指摘されるが、組合者においては監査示付の監査二回するルールの運営が不十分であつたことが原因である。	算定示付の改訂につき、その明示事例、監査実地の記録、運送分類の監査、監査の監査など、監査官にむかはる様な扱いが施されている事例について、監査の不注意により監査が改められることがないように、その通りの答覆につき、事務フローを確認した。	住民は監査示付等監査情報の中でそれが反対事例に該当してしまった場合の対応が非常に多いことをすると、「住民につき算定監査がなされている」ということの見通しとを説明したため、その通りの答覆につき、事務フローを確認した。
横浜市役	横浜市役 横浜市文部	家事	裁判所の判断を受ける主任監査の適正性等に関する事項	被査察人に送付する確定監査書の表紙上の日付が裁判所監査の確定監査書の決算日の前になっていたものがあった。	記録検査の中で判明した。	被査察人指定者と確定監査書を同じ日付で改訂していくが、予定していた日に改訂がなれず、決算日がズレてしまつたが見つかっています、手帳を改めてしまつたものである。	被査察人指定者の改訂後、確定監査書を作成することを徹底し、事前に確定監査書の準備をすることを禁止する。また、MINITABの機能にて、左記規定の文言を入れることを改めさせし。	裁判官の判断を受ける事例についての改訂を改訂監査から問題の指摘を踏まえてルール化がなされた。こうした状況が維持されているかどうかについて改訂検査を行う。
横浜市役	横浜市役 横浜市文部	家事	その他	監査に伴い監査上の説明の本文がひきかかっていたが、原則で(改訂)で立てかれていた。(平成14年12月6日付)東京監査事務局監査記録(監査連絡)	監査連絡のなかで当該事例が判明した。また主任監査官へも確認した。	一時的に監査対象者の知見不足が露出であるが、監査連絡を担当した審査官や監査をした者も復属とこれを行った。	立会が不適であることは、監査官においてはすでに内で共有されていたが、外向の指摘を受け、改めて部内ミーティングにおいて確認した。	審査処理上改めて立会については研修等を通じての内容を周知し、見直ししながら自ら見つけてはこれを踏まて情報提供を行う。
横浜市役	横浜市役 横浜市文部	家事	裁判所の判断を受ける主任監査の適正性等に関する事項	当該者から監査対象者をもつた方に、裁判官からの了解は原則にちぢめているものの、裁判官の許可印ががない状態で監査官に監査監査をさせ、事後に裁判官の許可印をもつたことがある。	実地見分において、主任監査官から監査監査方法等を確認、確認している中で判明した。	裁判官印が他の事例の結果や対応に入っていると監査官が進行した際に、監査印をもつたない。そのため、監査官から監査に監査監査をもつた監査の内閣会ももつっている審査についてなど、監査官の監査監査等に許可印をもつた。監査官に監査監査の先づきを求めることが多発なのでこのような運用をしていた。	監査においては、既に行なわれていた監査監査を今後、いかなる場合にも行なないことに、監査印をもつた監査官が監査に監査監査をもつた監査の内閣会ももつている審査についてなど、監査官の監査監査等に許可印をもつた。監査官に監査監査の先づきを求めることが多発なのでこのような運用をしていた。	過去でのヒアリングを対象に両監査監査を踏査し、適正性を再三検査されたものである。今後も、監査、査定の監査を行なう。

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

査察官	被査察官	事件種別	査察事項	フォローアップに取り組んだ事項	取り組んだ改善策	フォローアップの内容	改善状況等	今後のフォローアップ等(引き続き改善が必要な場合)
横浜東税	税務課課長 管内各支部	東事	予約控便扱手の取扱いに関する事項	予約控便扱手について、紛失や破損、遅滞が発生するための手立てが十分でない現状や、税局ではルーラル化した取扱手の取扱いが実質的に行なわれていない現象が見られた。定められた取扱手を遵守することで税金の回収率を上げることを防止するため、フォローアップに取り組んだ。	上級課の記録監査時にも見られた問題となる扱いについては、定期フィードバックを行った。使用時間範囲については勘定することを定めた文書を実施的の研修で周知し、その文書を理解させよう努めた。	本年度の審査官年次研修会において、問題を踏まして状況を確認した。	税金控便の取扱いに関する問題の発生防止の問題について、定期監査、税金の回収率を明記する扱いも実施されている。もっとも、扱いの問題を発見したことのクリップが発見されるなどには税務課の各課にいろいろな問題が発生している現状では、その扱いが十分でなく、また、定期的にクリップが発見されるなどは、税金の回収率を上げるために取扱の範囲が年々広がり、付帯責任が増加しているなど、税金の回収率の現状から見直しが必要なところも見られた。また、使用時間の変更実施(ととのの記録)について、税局によっては、夏場の手渡しでの実施が十分に実施しておらず、実行されていないところもあった。	税金控便の取扱いに関する問題の発生防止の問題について、定期監査、税金の回収率を明記する扱いも実施されている。もっとも、扱いの問題を発見したことのクリップが発見されるなどには税務課の各課にいろいろな問題が発生している現状では、その扱いが十分でなく、また、定期的にクリップが発見されるなどは、税金の回収率を上げるために取扱の範囲が年々広がり、付帯責任が増加しているなど、税金の回収率の現状から見直しが必要なところも見られた。また、使用時間の変更実施(ととのの記録)について、税局によっては、夏場の手渡しでの実施が十分に実施しておらず、実行されていないところもあった。
横浜東税	税務課課長 管内各支部	東事	その性	税金控便監査情報について改めて定めたルールに従って監査を行っていたが、前回の監査においても不適切な監査が見られたことから、実際の運用状況に問題がないかどうかを確認するため、フォローアップに取り組んだ。	税金控便監査では個人研修の前に改めて監査して税金控便における取扱手の監査の重要性を会員させた。「税金控便などで改めてフォローに従って知識がなされていかない、記録監査時に特定の課場にて改めて監査を実施するためマスクを着用するなどのルール」についての確認については、各主導が日常的・直近実施して適正監査の現状に改めた。	左記のとおり主導において白本的な監査監査を行なうが、上級課は監査時に見受けられた問題点については主導にフィードバックするなどした。	多くの場合はでは税金控便の現状がなされているが、一方、税金控便の監査監査がスクリーニングされずに第三分類に漏洩されているなどの現状が見られた。事務処理要領を手順的にとらえて直感的な使いをしているのではないかと想われる現状も見られた。	今後も主導によっては小さな現象により適正監査を実施していくが、税金控便としての現状を手順化を実施していく、いくつかの適正監査が取扱われるのではあるが監査監査に漏洩ががべつの現状のなかで考えさせる現象も合わせてう。
横浜東税	税務課課長 小田原支局	少年	事件の進行管理に必要な情報の充実・に関する事項	事件の進行管理について、支局会議で事件の進行管理を行なうという活動が実施されていなかった。そこで、事件の進行管理に必要な情報を作成する可能性があったため、事件の進行管理に必要な情報を作成する可能性があったため、フォローアップに取り組んだ。	進行管理の必要性、事件の進行管理による効果的実施として実施することの有効であることを再確認させるとともに、事件の進行管理の在り方について次回の会議では主導監査日などと見直しを行なった。	事務監査の現状に進行管理の状況の報告を求めてととともに、事件の進行管理の在り方について次回の会議では主導監査日などと見直しを行なった。	平成23年1月から1ヶ月に一度、税金控便、税金監査、支局会議及び支局会議に必要な情報の見直し実施。又は会議で半年の進行管理を実施する時期がどちらかにつけた。平成23年の会議においても、会議用が活用していることを確認した。	平成23年1月から1ヶ月に一度、税金控便、税金監査、支局会議及び支局会議に必要な情報の見直し実施。又は会議で半年の進行管理を実施する時期がどちらかにつけた。平成23年の会議においても、会議用が活用していることを確認した。

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

立派所	検査部門	事件種別	立派事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
さいたま市役所	財政支部 総務支部	少年		該当なし				

【入力上の留意点】

類似の指標事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

査察官	検査官	事件別	査察事項	フォローアップに取り組んだ事項	取り組んだ改善策	フォローアップの内容	改善状況等	今後のフォローアップ等 (引き続き改善が必要な場合)
さいたま市役 同検査官 指名	同検査官 指名	少年	該当なし					

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等検察の検察結果報告書

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

【機密性 2】

(高等裁判所経由)

水戸家裁總第 49 号

(訟ろ-01)

令和 2 年 1 月 20 日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

水戸家庭裁判所長 東海林 保

書記官事務等の査察について

(昭和 61 年 6 月 30 日付け総三第 1.5 号に基づく報告)

令和元年度の標記の査察の結果は、別添のとおりです。

標題 142
(別紙第3)

【入力上の留意点】
類似の指標をまとめて分析する場合など、複数の指標をまとめて記述する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内函をそれぞれのセルに入力してはいけない。

帝和元年度書記官事務等查察の查察結果報告書

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察対象	被査察件	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
宇都宮市役所	宇都宮市役所 真岡支所	本部	その他	人件事件について、担当者間で出発及びその操作手順は、事務担当課長によってりあらずべきところ、本件事件で行っている水色の分界紙を用いた封緘への記載が行なっていた。また、直近の真岡支所については既定封緘となる封筒にマスキングがされていなかった。	事件記録の空欄	担当者について、事務処理監査の範囲不足があった。実際は、事務担当課長によってりあらずべきところ、本件事件で行っている水色の分界紙を用いた封緘への記載が行なっていた。また、直近の真岡支所については既定封緘となる封筒にマスキングがされていなかった。	担当の対象となった各種封緘の既正味の交付、封筒、封緘手帳の用紙について、額外に、内閣府事務監査の有無を確認した際にチェックするチェック表を立てた。	月ごとに、事務担当課長及び、事務担当課の室長及び組長を対象にヒアリングによって、その後の事務処理状況を確認する。

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

査察庁	被査察庁	事件種別	査察事項	フォローアップに取り組んだ事項	取り組んだ改善策	フォローアップの内容	改善状況等	今後のフォローアップ等 (引き続き改善が必要な場合)
宇都宮家政				本表に記載すべき事項なし。				

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察序	検査部門	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
指摘事項	管内各部	書事	なし					いずれの文書も指摘事項はなかったが、書類提出報告においては、提出時間延長などの機会を利用して事件の進行状況を確認するときに書類提出との情報を共有するよう指導し、必要がある場合には、本件からも適切な時間の場合は求めたり、事務検査を行ったりして、最終段階を確認したりして、必要な追加的指導を行うことを予定している。

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

査察市	被査察庁	事件種別	査察事項	フォローアップに取り組んだ事項	取り組んだ改善策	フォローアップの内容	改善状況等	今後のフォローアップ等 (引き続き改善が必要な場合)
新潟県	管内各支部	京事		高年齢の支部における指摘事項はなかったため、特段のフォローアップは行っていないが、見るべき改善事例や気づき等とのフィードバックを実施し、査察の結果を参考にして、事務の扱いの統一を行なうなど適正な令書記官事務等の運用及び過誤の防止に努めるよう指導した。				

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別紙の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察番号	被査察府	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
静岡県立	静岡県立下田支所	民事	事件の運行管理に必要な情報の共有に関する事項	有り立事件について、手数料料金は1200円であるところ、800円分の収入印紙が交付されており、その状況を示した印紙がない。	記憶を実施していくところ、発見された。	手数料料金は1200円であるところは誤りであったが、立件時に手数料料金の不足を察出した。	本件においては、実施の実績をより上げる。今後は、立件時に料金の不足を察知した。	
静岡県立	静岡県立高岡出張所	民事	事件の運行管理に必要な情報の共有に関する事項	財政課財務管理人選任事件について、届け出の手数料の実際が予定された金額(475ユール)を過額以上超過してから行われたこと、原島事務組合監修への移行が遅れた。	記憶の確認及び担当者からのヒアリングを実施した。その際、全体の手数料の流れについて確認した。	手数料料金が予定された金額(475ユール)を超過してから行われたこと、原島事務組合監修への移行が遅れた。	毎月、当月が前月の提出件数をもつている金額件の「見直し」作成し、記録シートの部に記入することとした。その上で、担当者が提出された金額で「見直し」から差異が発生した場合は、提出の事件を原島事務組合2名及び上級課長などでチェックする体制とした。また、記録シートで記載した項目を合わせて記付し、記録のスクリーンにて毎日のチェックを入れることとした。また、提出日翌日には担当に声掛けすることとした。	
静岡県立	静岡県立高岡出張所	民事	事件の運行管理に必要な情報の共有に関する事項	印紙料金について、実際表示金額と料金とは合意しない旨をしていたものがあった。	記憶の確認及び担当者からのヒアリングを実施した。	いずれも印紙料金の注意不足が主な理由である。多額不等額の印紙料金について、他の箇事務が既に切っているものの料金を保て、実際表示の無い状態がなっていたものの受け取扱としており、それがなく、原島事務組合監修としている間に誤っていたり、相手への差額支給を行なっていなかったものがあった。また、財政課財務管理人選任事件が記載された印紙料金が記載された印紙料金と合意しないものがあった。	印紙料金の見直しについて、原島事務組合監修料金が記載されていないかを定期確認することを実現した。また、多額の印紙料金がないった所点で担当から印紙料金をかかることを実現した上で、実際表示の受け取扱も併せて実現した。以上を踏まえ、府の申合せの内容を改めて実現した上で、適切な運用の実現を図ることとした。	

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

【機密性2】

(東京高裁経由)

長野地家裁総第316号

(訟ろ-01)

令和2年2月19日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

長野地方裁判所長 中山孝雄

長野家庭裁判所長 中山孝雄

書記官事務等の査察結果について

(昭和61年6月30日付け総三第15号に基づく報告)

標記の査察結果については、別添のとおりです。

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。他の具体的な配列方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

【入力上の留意点】

- 類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

査察官	被査察官	事件種別	査察事項	フォローアップに取り組んだ事項	取り組んだ改善策	フォローアップの内容	改善状況等	今後のフォローアップ等 (引き続き改善が必要な場合)
長野県税	長野県税本庁	家事	その他	前回の調査を行った場合において、その報告を記録上明らかにしていないことがあることを確認したため、適正な報告方法の改善を行った。	平成30年12月27日付け長野県税書記官事務監査本部の調査で示した書記官事務監査本部の調査及び事件記録の適正についてを抽出し、事務の現状の調査を監査上明らかにすることの検査について改めて確認したところに、その方法について統一した取扱いを示した。 さらに、是正可能な事件記録について報告の記録化を改めて行い、是正作業を経てその検査を行った。 なお、是正作業は、令和元年8月に完了している。	今年度の書記官事務監査において、前回監査結果の改善を確認するとともに、事件記録の実態において報告の記録化が適正に行なわれていることを確認した。	是正作業を終じ、報告の記録化は適正な運用が徹底された状況にある。	
長野県税	長野県税上田支局	家事	その他					
長野県税	長野県税佐久支局	家事	その他					
長野県税	長野県税日本支局	家事	その他					
長野県税	長野県税信濃支局	家事	その他					
長野県税	長野県税飯田支局	家事	その他					
長野県税	長野県税伊那支局	家事	その他					
長野県税	長野県税本庁	家事	その他	後見事務作及び財産管理事務において、各事件の発見日による保存事務が行われていることを確認したため、管理制度による保存事務の徹底を行った。	令和元年6月31日付け長野県税書記官事務監査本部の調査等に於ける事件及び財産の管理に関する事件に係る書記官事務の調査等の是正作業等について、是正し、監査結果(平成18年11月6日付け)で改正された項目について現状を踏むとともに、具体的に作業手順を示して保存事務の現状及び是正作業を示した。	令和元年6月31日付け長野県税書記官事務監査本部の調査等に於ける事件及び財産の管理に関する事務に係る書記官事務の調査等について、是正し、監査結果(平成18年11月6日付け)で改正された項目について現状を踏むとともに、具体的に作業手順を示して保存事務の現状及び是正作業を示した。	是正作業が実施して示した保存事務の取扱いが徹底された状況にある。また、これまでの保存事務の実態と是正作業について、今年度内には完了を予定している。	
長野県税	長野県税佐久支局	家事	その他					
長野県税	長野県税飯田支局	家事	その他					
長野県税	長野県税飯田支局	家事	その他					
長野県税	長野県税伊那支局	家事	その他					

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

実行序	検査実行	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
新潟支社	長岡支社	東京	その他	税理財監督課事務処理指針では、「6か月に1回程度は運行方針と今後の予定につき報告書を提出せざると定められているが、報告書の提出を求める程度は1年に1度と明記し、1年ごとに報告書の提出を求めていた。」	税理官事務処理指針として提出した「税理財監督課事務管理一覧表」の記載内容を確認して、具体的な事務処理方針について担当者記名に照合して確認した。	担当税理官が担当者記名による税理財監督課の運行不足ないし運行不足が生じた旨であるが、その背景として報告書を1年に1度実施する方針があり、それが該方針が実施して二ヵ月以上の間隔のもので、税理財監督課は運行する方針を実施すれば報告書と問題はないとの認識である。税理財監督課は報告書全般について、よりどころを面接して二ヵ月毎に報告書を提出することとした。	一チヤング等により、税理官に税理財監督課についての重要性の認識を共有するとともに、具体的な税理財監督課について、税理官が税理財監督課の運行の責任と報告書の提出の責任がないについて、確認する。また、税理官が運行して二ヵ月毎に報告書を提出する方針を実施すれば報告書と問題はないとの認識である。税理官が運行して二ヵ月毎に報告書を提出することとした。	税理財監督課の内容確認を指示し、適切な処理を実施せることとともに認知、報告書提出状況の確認を行った。また、税理官内全休に同様の認識の旨があると確認されたため、書記官事務検査を利用して実情を把握した上で指導を行った。 4月に年次研修において、税理官研修等のよりどころを用いて本税理財を行ったことの重要性を伝え、その後実施する書記官研修の機会に同様の要点から取扱の見直しや、再確認を豆らないよう繰り返し指導する予定である。
新潟支社	長岡支社	東京	その他	財産管理事務において、提出報告書でに報告人が報告書を提出しない場合について、「不在者財産管理人及び財産管理人による本部に開設がある場合の報告の提出事務処理指針」に沿った提出方法を行っておらず、運送までの確保を通り抜すという方法で提出を認めていた。	税理官事務処理指針として提出した「税理財監督課事務管理一覧表」及び「不在者財産管理人による本部に開設がある場合の報告の提出事務処理指針」に沿った提出方法を行っておらず、運送までの確保を通り抜すという方法で提出を認めていた。	担当税理官が担当者記名による税理財監督課の運行不足ないし運行不足が生じた旨であるが、その背景として、年次会計への反映が遅延に原因する。税理財監督課が他の本件よりも後回しになってしまって開設は生じていないとの認識である。税理財監督課に於いては、税理官が運行して年次会計も後回しであり、緊急の税理財監督課に於いては年次会計を処理することの重要性の欠如が、管理職を始め税理官に認識していたことが挙げられる。	一チヤング等により、税理官事務処理指針について本税理財の運行の重要性の認識を共有する。また、具体的に税理財監督課事務一覧表を確認して、運送のスケジュールを係内で共有し、報告分組を取けて税理の運送が取扱いにならないかを毎回点検することとする。また、担当者記名の一チヤングで定期的に報告書を提出する。	税理財監督課の運行の重要性の欠如があると見えたため、税理官事務検査を利用して実情を把握した上で指導を行った。 今後は、税理官事務検査合せの機会を利用して、税理財監督指針について本税理財を実施することを主任書記官が担当書記官に口述により指導するように、上席主任書記官に対して報告かけるほか、書記官研修の機会に運送担当書記官を指導する予定である。
新潟支社	長岡支社	東京	その他	税理官事務処理指針において、提出報告書でに報告人が報告書を提出しない場合の背景について、「既年か見人に上る税理財監督課に開設がある場合の報告の提出事務処理指針」に沿った提出方法を行っておらず、運送までの確保を通り抜すという方法で提出を認めていた。	税理官事務処理指針として提出した「書記官事務等実務指針(税理)」の記載内容を確認して、具体的な事務の運行方針について担当者記名に照合して確認した。	担当税理官が担当者記名による税理財監督課の運行不足ないし運行不足が原因であるが、その背景として、結果として、報告書が提出され、報告書にて不正確でないことが確認できれば、必ずしも税理事務監督課に於いた本件が運行しなてもよいとの認識が存在するなど、税理財監督課指針にて報告書を実施することの重要性の認識の欠如が、管理職を始め税理官に認識していたことが挙げられる。	一チヤング等により、税理官事務処理指針について本税理財の運行の重要性の認識を共有する。また、具体的なスケジュールを係内で共有し、運送の運送を運送するところに、担当者記名が一チヤングで定期的に報告書を提出することで、管理職を含めた関係機関で情報を共有する。	税理官事務処理指針の運行を指示し、適切な処理を実施せることとともに認知、報告書提出状況の確認を行った。また、税理官内全休に同様の認識の欠如があると見えたため、書記官事務検査を利用して実情を把握した上で指導を行った。 今後は、税理官事務検査合せの機会を利用して、税理財監督指針について本税理財を実施することを主任書記官が担当書記官に口述により指導するように、上席主任書記官に対して報告かけるほか、書記官研修の機会に運送担当書記官を指導する予定である。

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別紙の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

査察庁	被査察庁	事件種別	査察事項	フォローアップに取り組んだ事項	取り組んだ改善策	フォローアップの内容	改善状況等	今後のフォローアップ等 (引き続き改善が必要な場合)
新潟県	三条支部	東京	その他	調査事項において、書記官事務情報が監視された結果(監視対象として登録すべきもの)を、監視対象として登録しておいたものがあった。	書記官事務情報が監視された結果(監視対象として登録すべきもの)を、監視対象として登録しておいたものがあった。	書記官事務情報が監視された結果(監視対象として登録すべきもの)を、監視対象として登録しておいたものがあった。	書記官事務情報が監視された結果(監視対象として登録すべきもの)を、監視対象として登録しておいたものがあった。	書記官事務情報が監視された結果(監視対象として登録すべきもの)を、監視対象として登録しておいたものがあった。
新潟県	新潟支部	東京	その他	調査事項において、書記官事務情報を監視された結果(監視対象として登録すべきもの)を、監視対象として登録しておいたものがあった。	書記官事務情報を監視された結果(監視対象として登録すべきもの)を、監視対象として登録しておいたものがあった。	書記官事務情報を監視された結果(監視対象として登録すべきもの)を、監視対象として登録しておいたものがあった。	書記官事務情報を監視された結果(監視対象として登録すべきもの)を、監視対象として登録しておいたものがあった。	書記官事務情報を監視された結果(監視対象として登録すべきもの)を、監視対象として登録しておいたものがあった。
新潟県	佐渡支部	東京	その他	調査事項において、書記官事務情報を監視しておいたものがあった。	書記官事務情報を監視しておいたものがあった。	書記官事務情報を監視しておいたものがあった。	書記官事務情報を監視しておいたものがあった。	書記官事務情報を監視しておいたものがあった。